

八女市文化財調査報告書 第100集

黒木の共同風呂の習俗

—犬子淵共同風呂—



2013

八女市教育委員会

序 文

八女市には、祖先が営々と築いてきた貴重な文化財が数多く残されており、なかでも古代の住居跡や古墳が多く発掘されております。特に市街地北側の丘陵部分には、岩戸山古墳（国指定史跡）を中心に約300基の古墳群が広がり、わたしたちのふるさと八女は生活環境に適した地として、古代から栄えていたことが偲ばれます。

近年、八女市は八女郡上陽町（平成18年10月1日付）、同黒木町・立花町・星野村・矢部村（平成22年2月1日付）と合併し、人口約7万人の新八女市が誕生しました。それと同時に宝ともいべき多くの文化財を有することとなりました。

そのなかでも、内湯の普及で急速に衰退した共同風呂の習俗が、八女市黒木町（字上北本分地区）に残されていたことから、「黒木の共同風呂の習俗」として、平成22年3月、福岡県の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択を受けました。

ただ、残念ながら黒木の共同風呂は、加盟戸数の減少などの理由により、今では消滅してしまいましたが、その貴重な習俗の記録保存することを目的として平成23年度にビデオ製作、平成24年度には調査報告書を作成し、後世に文化財の記録を残すこととなりました。

本書を、文化財の記録保存のみならず、郷土の民俗学研究、文化財保護等の学術研究、あるいは学校教育、及び社会教育の参考資料として広くご活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、調査報告書の刊行にあたり、執筆いただいた佐々木哲哉先生、及び故宮本雅明先生のご遺族、福岡県教育委員会文化財保護課の久野隆志様からは、貴重な指導・助言を賜り、併せて地元の関係各位に対し厚くお礼申し上げます。

平成25年3月

八女市教育委員会

教育長 西 島 民 生

例 言

- 1 本書は、福岡県文化財保護事業補助金により、平成24年度実施した黒木の共同風呂の習俗（犬子淵共同風呂）の調査報告書である。
- 2 本調査では、福岡県教育庁総務部文化財保護課及び元福岡県文化財保護審議会委員佐々木哲哉氏の指導を受け八女市教育委員会が実施した。
- 3 本書作成にあたっては、平成23年度八女市教育委員会が作成した同名のDVD取材中の個々人の氏名を表記しているが、一部敬称は省略している。
- 4 本文中で使用される民俗語彙とされるものは、漢字表記可能なものは漢字表記とし、それ以外のものはカタカナ表記とした。
- 5 本書掲載の写真は、福岡県文化財保護課 久野隆志氏・黒木総合支所産業経済課 大島真一郎氏撮影の写真、また建造物については九州大学名誉教授 故 宮本雅明氏によるものである。その他、地元の江渕有加里氏からも写真の提供を頂いた。
- 6 本書掲載写真については、掲載構成の関係上統一していない。
- 7 本書掲載の地図は、旧黒木町作成『筑後黒木一甦るふるさと黒木の近現代一』（2005）から転用している。
- 8 本書の執筆は次のとおりである。序章・第2章・第3章・むすび…佐々木哲哉／第1章…中川寿賀子・大島真一郎／遺稿…故 宮本雅明
- 9 調査体制は以下のとおりである。
（調査主体）八女市教育委員会
教 育 長 西 島 民 生 文化財係長 大塚 恵 治
教育部長 井 上 俊 裕 文化振興係長 中川寿賀子
文化課長 井 上 富 雄 同 係 員 片山あづさ
同 参事補佐 北 島 一 雄 文化財係員 永田 寧
兼文化財係主任 同 係 員 渡部 真 弓
- 10 本書の編集は中川が担当し、大島が協力した。

挿 図 目 次

- | | | |
|-----|--|----|
| 第1図 | 白石太良氏アンケートによる共同風呂の全国分布（市町村単位。北海道・沖縄県を含む） | 4 |
| 第2図 | 旧黒木町地図（昭和29年・32年） | 6 |
| 第3図 | 黒木の共同風呂の習俗（犬子淵共同風呂）周辺遺跡分布図〔1／25,000〕 | 7 |
| 第4図 | 福岡県地図 | 30 |

写 真 目 次

- | | | | | | |
|-----|------------------|----|-----|-------|----|
| 写真1 | 共同浴場組合規約（昭和3年） | 9 | 写真6 | 風呂掃除 | 15 |
| 写真2 | 共同浴場組合規約（本文） | 9 | 写真7 | 風呂沸かし | 16 |
| 写真3 | 共同風呂規約綴（昭和37年以降） | 10 | 写真8 | 男 風 呂 | 17 |
| 写真4 | 薪 部 屋 | 13 | 写真9 | 女 風 呂 | 21 |
| 写真5 | 当 番 札 | 15 | | | |

黒木の共同風呂の習俗（犬子淵共同風呂）
—福岡県八女市黒木町本分—

目 次

序 章	共同浴と共同風呂	1
	温泉と銭湯	1
	「もらい風呂」・「まわし風呂」から「もやい風呂」へ	1
	共同風呂の文献	2
第1章	犬子淵の立地と調査の概要	5
	犬子淵の位置と環境	5
	調査の概要	8
第2章	犬子淵共同風呂のしくみと運営	9
	風呂仲間の組織	9
	共同風呂の建物	12
	用水と燃料	13
	役員と当番	14
	湯沸しと入浴	16
	入浴料	17
	総会と出不足金	18
	共同風呂の終焉	19
	地域社会と共同風呂	20
〔遺稿〕	犬子淵共同浴場の建築構造 故 宮本雅明	26
〔資料〕	共同浴場組合同規約（昭和三年壹月）	28
第3章	福岡県の共同風呂	30
	概 要	30
	豊前地方	32
	筑前地方	33
	筑後地方	38
む す び		42
参考文献		43

序 章 共同浴と共同風呂

温泉と銭湯

我が国は温泉に恵まれているので、人々は早くから温浴の快さを知っていた。

福岡県でも二日市温泉、船小屋温泉、原鶴温泉など各地に著名な温泉地があるが、記録の上で最も早く姿を現しているのが筑紫野市の二日市温泉で、「吹田^{すきた}の温泉^ゆ」として万葉集にも詠まれている。また貝原益軒の『筑前国続風土記』には、「温泉四所にあり。癰瘡をよくいやす功ありとて遠近より来り浴するもの多し」とあって、温泉には温浴だけでなく治病の効果があることを記している。

こうした温泉は農民にとって格好の湯治場でもあり、春秋農閑期には近隣の温泉に自炊道具を携えて保養を兼ねた湯治に行き、数日間逗留することもあった。たとえば柳川市沖田や宮永の鉱泉は、筑後平野の農民の湯治場として利用されていた。県外へむけての湯治も、大分県下では鉄輪温泉・筋湯温泉・湯の平温泉、熊本県下では杖立温泉・山鹿温泉、山口県下では俵山温泉などが古くから知られていた温泉地であった。

自然に湧出する温泉とは別に、ある程度人家のまとまっている町部や都市には、大きな浴槽を設けて湯を沸かし、入浴料を徴収して共同浴をさせる銭湯があり、宿場における旅籠屋の風呂とともに江戸時代からその存在が認められ、現在でもその数が減ったとはいえ、なお営業を続けているところがある。

「もらい風呂」・「まわし風呂」から「もやい風呂」へ

個人の家に風呂を設けて入浴することは、いま考えられるほどたやすいことではなかった。風呂場に焚き口のある浴槽を据えて水を湛え、焚き口から燃料をくべて沸かす手間もさることながら、最も難渋したのが用水と燃料の確保であった。住居の立地条件にもよるが、多くの農家では風呂を持つことは困難で、家風呂のあったのはオトコシ・オナゴシを抱えているようなある程度富裕な家ぐらいのもので、それも湯を沸かすのは何日かに一度ぐらいのことだった。

一般の農家では、労働で汚れた身体を、夏は川や池で水浴をしたり、日なた水で行水をしたり、冬は温めた手拭で体を拭く程度であったが、村で風呂を沸かしている家に“もらい風呂”に行くこともあった。血縁・地縁を頼ってのことで、何がしかの燃料を持参して行ったともいう。しかし、“もらい風呂”にはやはり遠慮と気づまりがつきまとうことから、やがて、そうした人々が仲間を募って共同の入浴施設を作り、用水と燃料を調達して、交代で湯沸かしをするようになって生まれたのが共同風呂、通称“もやい風呂”であった。隣近所という小集団の場合もあれば、集落規模に広がる場合もあったが、共同風呂は血縁・地縁的な集団である伝統的な村落共同体の中に新しく生まれた生活機能の一部

であった。ところによっては、“もやい風呂”の前に、近隣で持ち運びの出来る据え風呂を共同で購入し、3～4日交代で仲間の家を順に持ち回りながら寄り合って入浴をする“まわし風呂”があったが、持ち運びが不便なことからやがて風呂小屋を設けた“もやい風呂”へと移って行った。

共同風呂のできた時期は明らかでないが、その痕跡は明治中期ごろから見られる。その共同風呂も、昭和30年代後半（1960年代）に始まる高度経済成長期の住宅改造に伴う家風呂の普及によって急速に消滅を見ている。おおかたは80年そこそこの寿命であった。

そうした中で、ここに取り上げる犬子測の共同風呂は、明治30年代（1897～1906）から平成22（2010）年まで100年以上も持続されていた稀有の存在であった。今その共同風呂をこよなく愛し、維持してきた人々の思いを記録化することは決して無意味なことではあるまい。

共同風呂の文献

共同風呂は、日本の近代生活史に存在した共同体の機能であったが、それが歴史的事実として記録されるには存続の期間も短く、また比較的新しく生まれた習俗だっただけに、村落共同体の伝承を研究対象とする民俗学の調査項目にもあげられていなかった。したがって発生の時期もあいまいで、前述のようにその痕跡の見られる明治中期ごろから高度経済成長期までの近々80年そこそこの事象で、庶民の入浴文化としても、これまで温泉・銭湯や浴場・浴槽の変遷、農村での農閑期の温泉湯治などの研究はあっても、共同風呂を取り上げたものは殆ど見られなかった。

そうした中で、人文地理学・民俗学の学際的な視野から農村における共同風呂の研究をまとめたものに、白石太良氏の『共同風呂—近代村落社会の入浴事情—』（白石 2008）がある。その緒言に、

共同風呂が、短期間とはいえ庶民の、特に農民たちの入浴行動を支え、日々の暮らしの一部を占めていたことは事実である。その成り立ちはもとよりのこと、そこで用いられた小屋や浴槽、用水や燃料の問題、湯沸しなどの維持の仕方、利用方法、そして集う人々の関係など、いずれもが生活文化の一断面として評価されるべきものではないか。さらには地域と呼ばれる暮らしの舞台を考察するに当たっても、それが地域の間人間関係の中で果たした役割に注目してみるのが重要なのではないか。その意味からいえば共同風呂は、日常生活を通して近代における庶民文化と地域のあり様を考える材料を我々に与えてくれるものと考えられる。

と述べて、共同風呂研究の必要性を指摘し、研究方法としては事実の記録を重視して、全国にまたがるアンケート調査や、市町村史（誌）の記載、現地に赴いての聞き取りをも

とにした事例報告を中心に、その研究成果をまとめている。

共同風呂の実態を知るには、白石氏が指摘しているように、建物や浴槽、用水や燃料、湯沸しなどの当番制、申し合わせ事項などが明らかにされねばならないが、各地の共同風呂には、共通性ととともに、地域の特異性による相違が見られ、それらの事例を集積して比較検討することによってその全体像を知ることが可能になる。そうした観点から白石氏の採った調査法は共同風呂研究の方法論として妥当なものといえよう。

アンケート調査は、平成10（1998）年7月から9月にかけて実施された青森県から鹿児島県までの全市町村への悉皆調査で、共同風呂の有無、その数、成立と消滅の年代とその経緯、維持運営の方法、入浴形態、自由記述等の項目について質問を行っているが、発送数2,967通に対して返送数1,904通、回収率は64.2%であった。このうち共同風呂があったとしているものが244ヵ所で12.8%、なかったが1,448ヵ所で76.0%、不明が197ヵ所（なしに数えられる）で10.3%という結果であった。アンケートでは共同風呂成立の契機は不詳とする回答が多かったが、成立に関する自由回答は、大別すると①用水の共同利用のため、②燃料不足を補うため、③経費や労力を節約するため、④村民結合のため、など、各地の共同風呂設置に共通する回答が寄せられた。

この調査による共同風呂の分布を全国規模で概観すれば、北部九州が最も高い密度を示し、ついで東海から北陸にかけての中部地方が比較的密度の高い地域、中国・四国や近畿地方は分布密度の低い地域という結果が現れている（図1）。このうち福岡県は97市町村のうち回答数が52ヵ所で、「あった」としているものが32ヵ所で61%を占めている。この数値は佐賀県の共同風呂のあった市町村30ヵ所とともに、全国的分布の中でずばぬけており、分布図にもそれが現れている。成立時期は福岡県で成立年次をあげている19市町村の内訳が、明治以前3、明治期10、大正期3、昭和前期3となっており、明治40（1907）年には、福岡県令で「共同浴場取締規則」（後掲）が出されている。

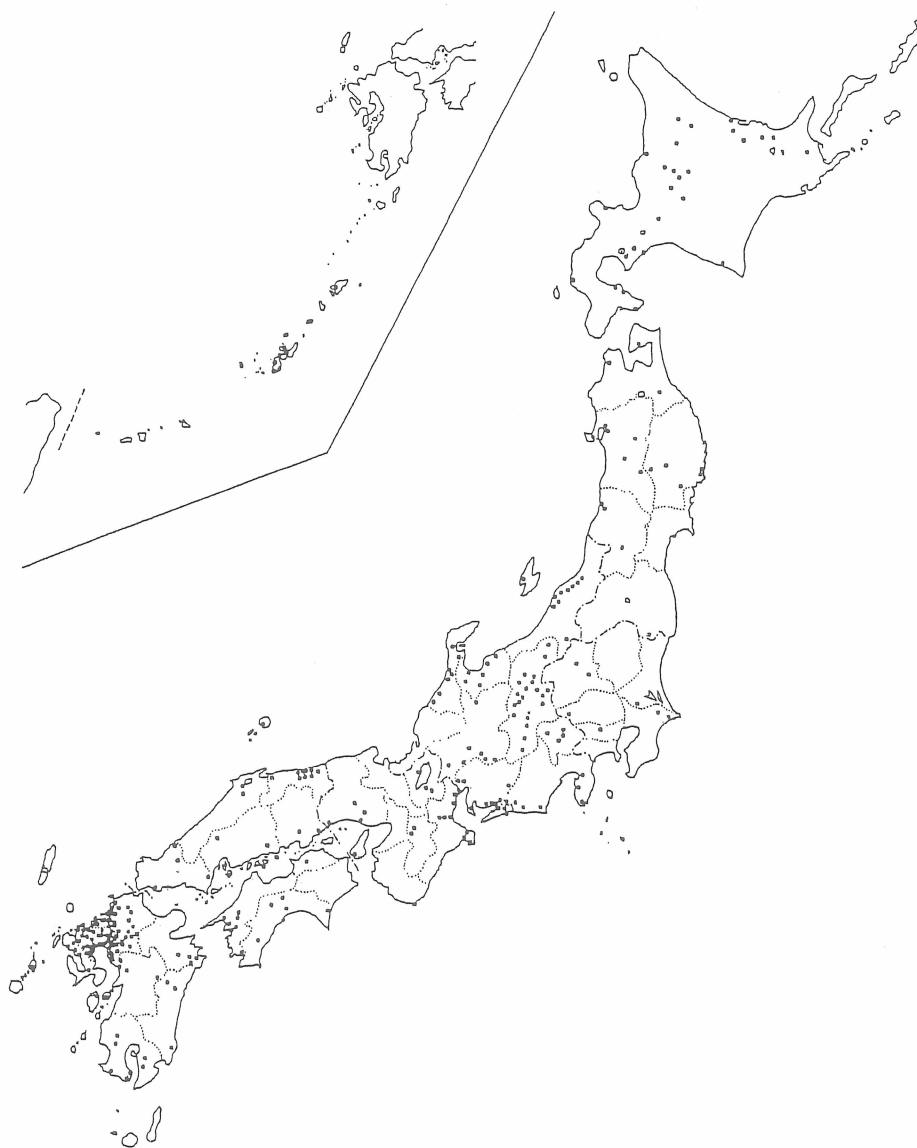
市町村史（誌）の記載でも、福岡県や佐賀県のような分布の密度の高いところほど、しばしば共同風呂のことが記されている。

白石氏はアンケート調査や市町村史（誌）に記載された共同風呂の中から、可能な限り実地調査をも実施しているが、福岡県のアンケート調査で「あった」としている32ヵ所のうち、白石氏の調査で市町村史（誌）に記載されているものに○印を付して示すと次の通りである。

○久留米市	大牟田市	○太宰府市	筑後市	○八女市	○甘木市
○大川市	柳川市	○春日市	古賀市	○前原市	宗像市
嘉穂町	碓井町	粕屋町	志免町	○新宮町	○久山町
小竹町	○鞍手町	二丈町	○志摩町	三橋町	大和町
高田町	津屋崎町	玄海町	大島村	吉井町	田主丸町
広川町	那珂川町				

またアンケート調査ではなくて、市町村史（誌）に記載されているものには、大刀洗町・朝倉町・杷木町・三潆町・大木町・黒木町・立花町などがある。

現地調査は、平成9（1997）年から同12年にかけて、山川町・広川町・黒木町・太宰府市・久留米市・新宮町・久山町などで実施された模様である。



第1図 白石太良氏アンケートによる共同風呂の全国分布
（市町村単位。北海道・沖縄県を含む）

第1章 犬子淵の立地と調査の概要

犬子淵の位置と環境

黒木の共同風呂の習俗が残っていた犬子淵共同風呂は、福岡県八女市黒木町本分字上北に所在する。

黒木町は、平成22年2月1日に1市2町2村が合併し、現在は八女市の中央部にあり、福岡市から南東へ約50km、久留米市から南東へ約20kmの場所に位置する。内陸部で、南側は熊本県山鹿市に隣接しており、東側には矢部村（現：八女市）、北側には上陽町・星野村（現：八女市）、西側には立花町（現：八女市）がある。黒木町の地形は、矢部川右岸の八女山地と左岸の筑肥山地及び豊岡台地と黒木盆地から形成されている。また、その全域を福岡県の1級河川である矢部川が東南から西北に貫き、江戸時代には右岸（久留米藩）と左岸（柳河藩）で国が分かれていた。

黒木の地名は、平安時代末期に大隅国から瀬高荘統治のため大蔵大輔源助能が、矢部川と笠原川の合流点付近に猫尾城を築き治め、この一帯を黒木と称したことに由来するといわれている。

また、近世の黒木は山地と平野の境に立地する谷口集落として市場町の機能を持って栄え、久留米から福島町（旧八女市）を経て矢部川沿いに北矢部村の豊後境に至る豊後別路の主邑となっていた。歴史も古く、南北朝時代の貴重な国指定重要文化財「五条家文書」及び「金烏の御旗」や、開花時には1日20,000人近く訪れるという天然記念物「黒木のフジ」など文化財の宝庫でもある。主な産業は八女茶の生産で、八女地方に初めて茶の栽培・製茶の技法を伝授した栄林周瑞禅師の靈巖寺（笠原地区）が有名である。

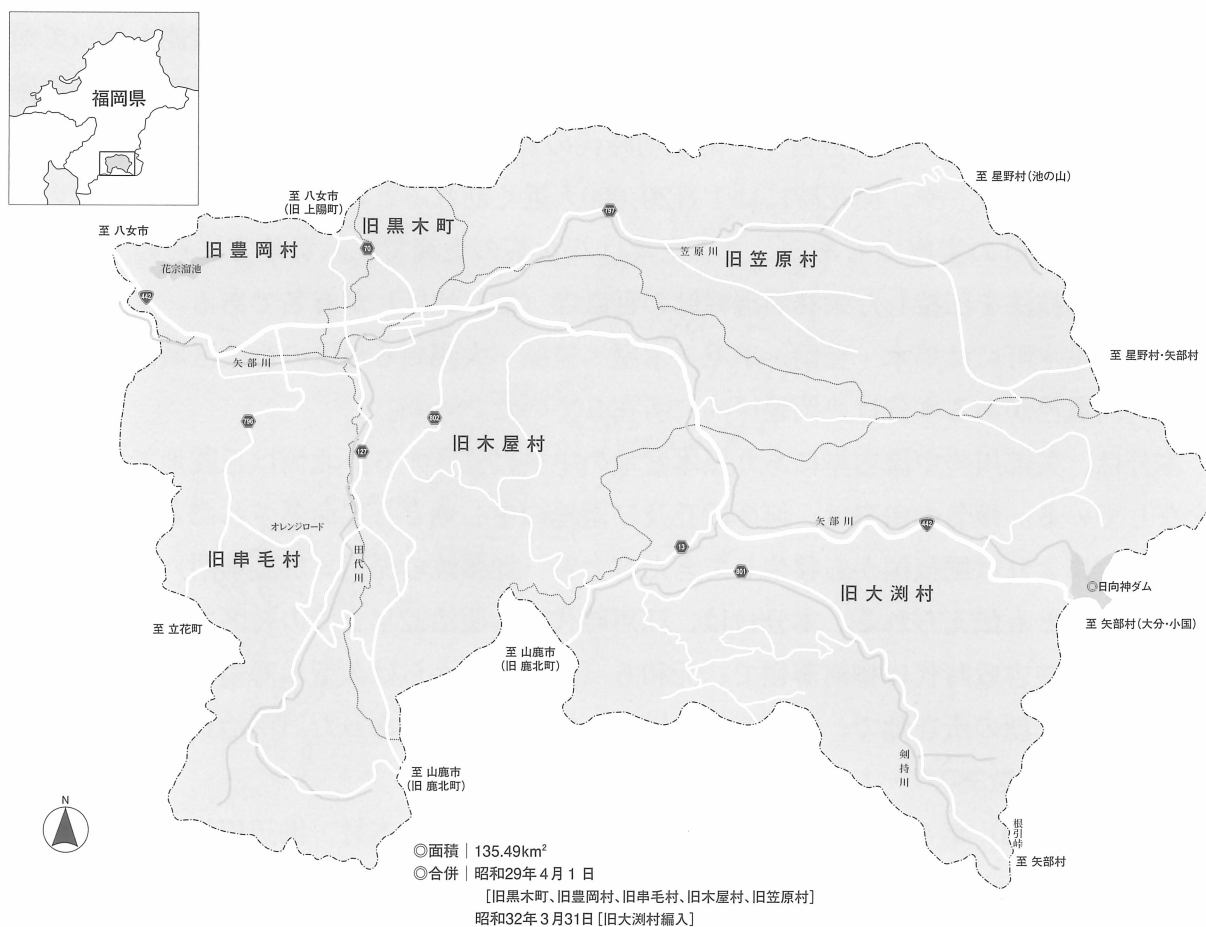
現在の黒木町には黒木・豊岡・串毛・木屋・笠原・大淵の6地区の行政区域があり、犬子淵共同風呂がある本分は豊岡地区内に所在していた。

本分は、矢部川の中流右岸にあり黒木盆地の中央に位置する。北側は丘陵地で河岸段丘をなしている。地名の由来は、河岸段丘及び湿地の中心地として命名されたと考えられるが、一説によれば肥後国から移住してきた有力者（加藤姓の先祖：加藤嘉門）が先住地の名を用いたとも伝えられる。本分村は、江戸時代から明治22年までの村名で、筑後国上妻郡にあり田中吉政時代は柳河藩領で、元和6（1620）年からは久留米藩領となり本分組に属する。大庄屋の所在地で、本分組は1町14ヵ村の中心地であった。明治11年の耕作地は231町歩で、戸数380戸・人口1,816人であった。

明治22（1889）年4月1日、町村制施行により本分村・田本村・湯辺田村3村が合併し「豊岡村」となった。旧村名をそのまま継承し大字を編成したため本分の地名は明治22年から現在まで残った。本分の明治22年の戸数は376戸、人口1,986人、地積は田126町・畑91町・宅地14町であった。

明治中期に農村振興計画ともいえるべき郡及び町村の統治上の指針として産業経済の発展計画の主軸となるべき趣旨で「郡是」、「町村是」が作成された。その時期に編纂されたのが「豊岡村是」で明治32（1899）年に完成した。総論の中で豊岡村について「村内五百三戸ノ人家ハ福島町ヨリ黒木町ニ通スル県道ニ沿ヒテ散在シ一部ハ北部岡陵ノ間ニ点在セリ而シテ本分田本及湯辺田ノ三ツノ地区ヲナシ就中本分ハ県道両側ニ櫛比シテ市街ノ状ヲ為ト雖トモ村民ノ八九分ハ農ヲ以テ其本業トス」と記されており、戸数503戸中、兼業も含めて443戸が農業を営んでおり、村民のほとんどが農業を本業としていたことが伺える。また、特有物産として麻が栽培されており紙漉きも盛んで、百田紙の生産地でもあったことが記されている。

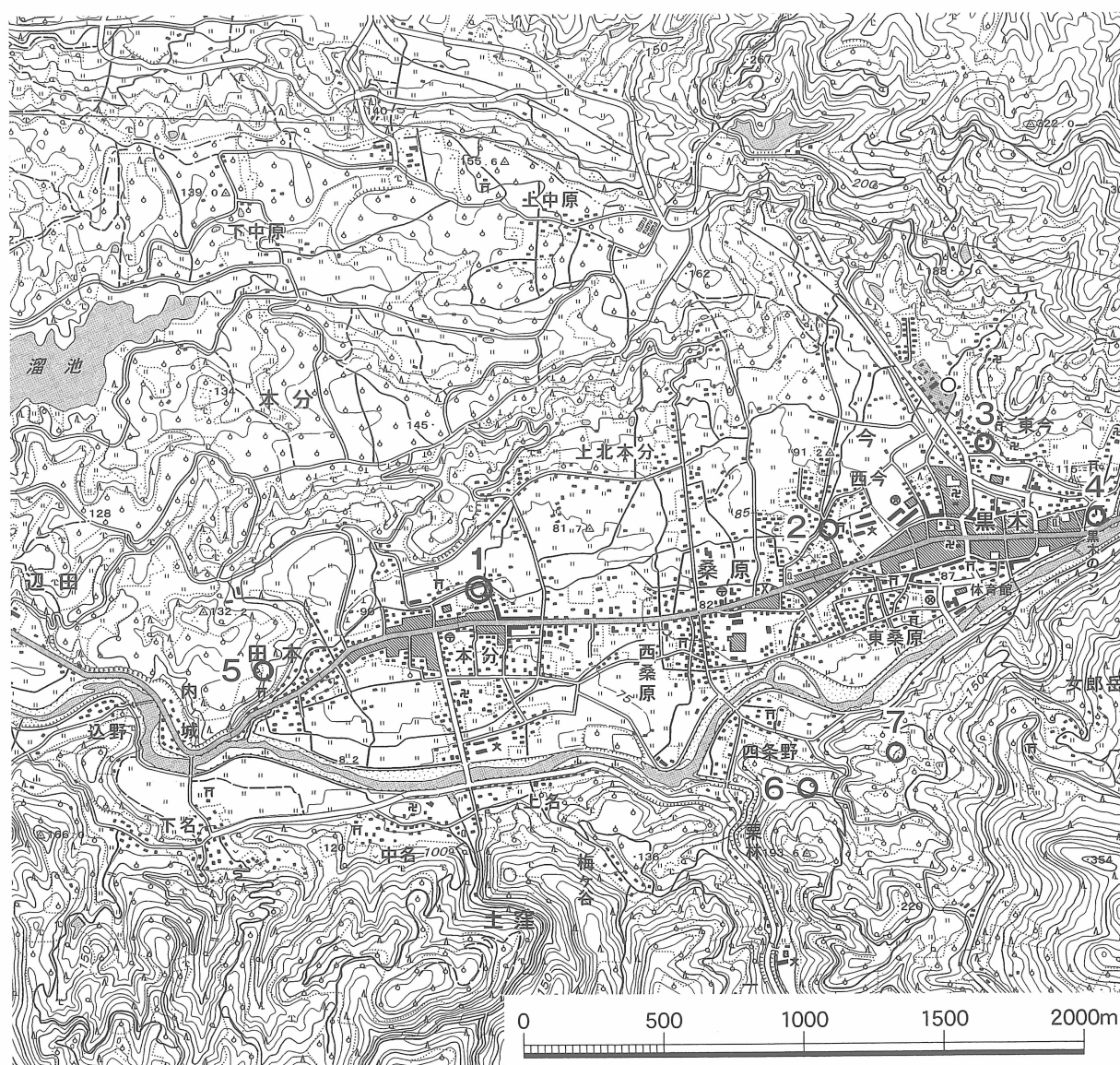
このように犬子湧共同風呂を取り巻く環境は、農業を基本とする生活立地にあったといえる。銭湯が存在した黒木町に対し、豊岡村やその他の農村部には明治時代から共同風呂が点在していた。福岡県道796号吹春本分線に面した東側に50戸以上で運営する大きな共同風呂があり「畑中の風呂」と呼ばれていたそうである。豊岡地区では特に多くの共同風呂があり、湯辺田・田本・下本分・本分中央・南本分（2軒）・上北本分とほとんどの地区にあったという。



第2図 旧黒木町地図（昭和29年・32年）

さて、「犬子淵」の地名であるが住所は前述のとおり黒木町本分上北である。上北は小字で、犬子淵の地名は小字としては見当たらない。また、「畑中」という共同風呂の地名が出てきたが、犬子淵と同様小字ではなく、共同風呂周辺の通称として、その名称が使用されているようである。犬子淵の地名について本書を作成するに当たり地元の方にお聞きしたところ、共同風呂の近くの花宗用水路沿いに深い堀があり、上流で捨てられた子犬が堀のよどみに浮いていたそうである。現在堀は埋め立てられ農地となっている。

昭和30年代（1955～1964）になり、生活様式が変わり、共同風呂も加盟戸数が次第に減り、次々と姿を消していった。そして平成22（2010）年まで存続していた犬子淵共同風呂も幕を閉じこの地区の共同風呂の習俗は消滅した。



第3図 黒木の共同風呂の習俗（犬子淵共同風呂）周辺遺跡分布図〔1／25,000〕

- | | | | |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 1 犬子淵共同風呂 | 2 津江神社大樟 | 3 旧隈本家住宅 | 4 黒木のオオフジ |
| 5 大念塚遺跡 | 6 梨木山陣址 | 7 高城址 | |

調査の概要

共同風呂とは、大正期から昭和初期にかけて、内風呂が普及していない時代、国民の衛生習慣の向上を目的として国の施策により成立した共同の外風呂制度のことである。現在は内風呂の普及により、全国的にも数が減少し、わずかに石川県かほく市鉢伏地区などに残っているのみである。

黒木の共同風呂の歴史は古く、明治以前から集落単位で営まれていた。近年、生活環境の変化からその風習は廃れ、共同風呂に対する認識は遙か過去のものであるかのように思われていたところ、平成20年当時の黒木町（現：八女市）の広報紙等で黒木町大字本分（現：八女市黒木町本分）の「犬子淵共同風呂」が紹介され、一般住民に広く知らしめることとなった。

平成21年3月9日黒木町教育委員会は、町指定文化財である旧隈本邸（現：旧隈本家住宅 福岡県指定有形文化財）の建造物調査と併せて犬子淵共同風呂の建造物についても故宮本雅明氏（九州大学名誉教授）に学術調査を依頼した。

犬子淵共同風呂の存在は、福岡県文化財保護課の知るところとなり、保存に向けた調整を図ることになったが、県は本物件が文化財として指定し保存することが困難であると判断し「記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択する方向で、平成20年7月24日福岡県文化財保護審議会に諮問した。

それを受けて平成21年3月27日同審議会は、福岡県文化財保護審議会無形文化財及び民俗文化財部会石村眞一専門委員（九州大学大学院芸術工学研究院教授）、重信幸彦専門委員（当時は北九州市立大学基盤教育センター教授）に犬子淵共同風呂の調査を依頼した。調査の結果、本件が共同風呂の習俗を良好に残しており、このことでムラの生活の様相の一端が明らかになることが判明した。

平成22年2月15日福岡県文化財保護審議会において「黒木の共同風呂の習俗」の「記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財」の選択について、適当であるとの答申を受け、同年3月24日本件は文化財として選択された。

残念ながら文化財として産声をあげた直後、本共同風呂は加盟戸数の減少で運営が成り立たなくなるなどの理由から惜しまれつつも解散となり、建物も取り壊されその姿は完全に消滅した。

そのような中、平成23年度八女市教育委員会では県の補助金を受けて犬子淵共同風呂の利用の様子を映像化しDVDとして保存する取組みを行った。引き続き平成24年度は、習俗の調査と建造物について調査報告書を作成することとした。

本文の執筆は元福岡県文化財保護審議会委員の佐々木哲哉氏が担当され、建造物は、九州大学名誉教授 故 宮本雅明氏の調査書をご遺族の承諾を受けて遺稿として掲載させていただいた。また、本書の作成にあたり福岡県文化財保護課の久野隆志氏から指導・助言を賜った。

第2章 犬子淵共同風呂のしくみと運営

風呂仲間の組織

共同風呂は白石太良氏によれば、「農村地域において集落単位または集落内の何軒かの家が仲間を組織し、共同の浴場施設を設け、用水と燃料を調達して、湯沸し作業の交代制などの協力関係を維持しながら、仲間の家族全員が、日常的に入浴したしくみ」と定義されている。犬子淵の共同風呂も内容的にはほぼこれに当てはまるが、風呂仲間の組織には地域的な特色が現れている。

犬子淵の共同風呂の成立は、古老の語るところによれば明治34（1901）年頃のことというが（後述）、当初は白石氏の述べているような集落単位あるいは隣近所で仲間を組織して風呂沸かしをする程度の規模であったかも知れないが、それから30年近くを経た昭和3（1928）年に制定された「共同浴場組合同規約（昭和三年壹月）」（後掲、以下「組合同規約」と略称）では、さきの定義にある「集落」が一般に見られる小組ではなく、行政区の字に拡大され、その中で風呂仲間が「組合員」の名で組織化されているのを見ることができる。

「組合同規約」の冒頭で浴場の所在地を「八女郡豊岡村大字本分字上北三三三三」と記し、「本組合ハ末尾記載ノ人名ヲ以テ組織」として、72人の人名が記されている。所在地が「八女郡豊岡村大字本分字上北」となっているが、前章でも触れているように、豊岡村は明治22（1889）年に本分・田本・湯辺田3村が合併して成立、旧村がそれぞれの名称で大字になって、大字本分はまた本分中央・下本分・南本分・上北本分と四つの字に分かれていた。「組合同規約」にある上北は上北本分のことであるが、同15年の「字小名調」（『福岡

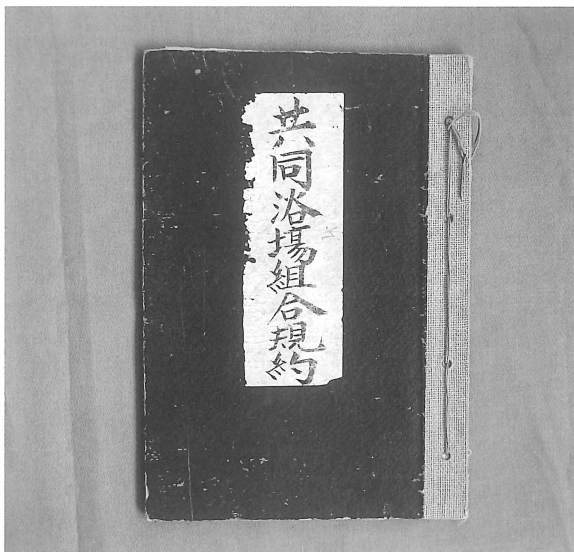


写真1 共同浴場組合同規約（昭和3年）

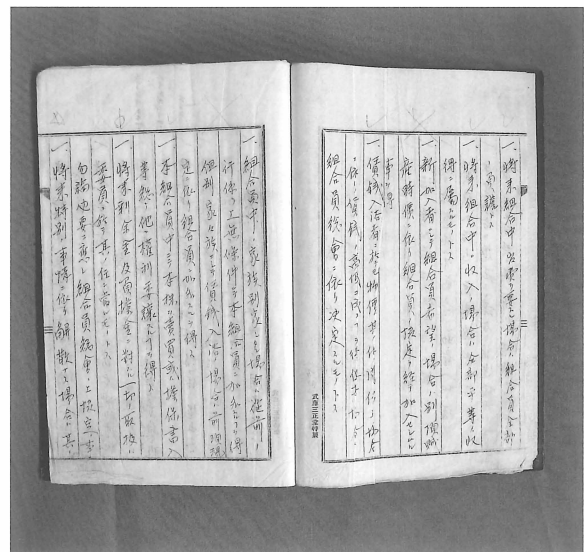


写真2 共同浴場組合同規約（本文）

県史資料』第八輯)にも「上北」となっており、犬子淵の名は見られない。前章には、「犬子淵」は上北本分のうち浴場のある場所の通称であるとして、その伝承が記されている。上北は「黒木町史」にある昭和35(1960)年の国勢調査では戸数97戸、人口468人となっており、時代は遡るが、同3(1928)年の「組合規約」にある72名は世帯主であろうから、上北の戸主の多くが組合員で、字単位の共同風呂であった可能性もある。

「組合規約」は次に「総坪数 拾五坪」、「建物瓦葺平家 敷地坪数約拾坪」と浴場の規模を記し、続いて、利用者に組合員(涌入浴)と、組合員以外で料金を支払って入浴する賃銭入浴者の二種があることを述べて「総テ条項ニ依ル不動産、動産一切ノ権限ハ賃銭入浴者ハ無関係ノモノトス」とある。

注目されるのは、そのあとにある組合員に関する規定の「本組合員中ニテ本株ヲ売買或ハ担保書入等総テ他ニ権利委譲スル事ヲ得ス」という条項である。すなわちこの共同浴場が組合員全員の出資によるもので、組合員全員が株主で、浴場掃除・湯沸かしを始めとする浴場の維持運営、財産管理に関する一切の権利義務を持っていたということである。具体的条項として、出費を要するときは組合員全員の負担とする、収入のある場合は全員平等の収得に属する、新加入希望者は組合財産の時価によって協議の上可否を決める、剰余金負担金の取り扱いには委員が当り総会で決定する、出費を要する場合のために前もって積立金を用意しておく、解散の場合はその時の組合員の人数で財産処分をする、等々の規約が定められている。

「組合規約」は組合員以外の賃銭入浴者について、組合員つまり株主の資格がなく、し



写真3 共同風呂規約綴(昭和37年以降)

たがって組合の財産についても一切の権限を持たず、入浴料は月額で、入浴しない日があっても差し引かれることはなく、また物価の変動による金額の変更も組合員総会によって決定するという決まりになっていた。組合員以外の者を料金をとって入浴させるという措置は、株組織で運営されている共同浴場の財政を潤わせる方便の一つとも考えられ、この制度は浴場が解散する直前まで続いていた。

一般に近隣や集落単位で共同風呂を作る場合、お互いに資金を出し合い、共同で湯沸かしをして入浴をするという点では犬子測と代わりがないが、福岡県内の市町村史（誌）を見る限り、風呂仲間に「株主」が明記されている事例は久留米市に見られるだけである。

たとえば、高良内町の井堀地区では、「13戸が一日交代で当番、株主家族は1人月に100～150円、一般家族は1人1回使用ごとに使用料を徴収」、立馬場では「株主3戸、利用戸数20戸、会員は月1,700円を支払う」、前川原五区では「株主は27戸で当番には謝礼を出して特定者に委託した。株主家族は一人当たり月額400円（小2以下と70歳以上は無料）、一般は1人当たり月700円、小人600円」等々である。久留米市の調査をされた白石太良氏は「注目されるのは株主で、出資者の意であろうが、それと利用者が重なる地区と利用者のほうが多い地区が出てくる。ほかにも株主と一般との料金などの区別、株主による湯沸し人の委託などもあり、共同風呂のなかには組織的に運営されたものもあったことが示されている」と述べている（前掲書）。

共同風呂の運営には、燃料の共同購入、当番制による掃除と湯沸かし、湯沸かし時間と入浴時間、入浴料、風呂小屋の維持管理等の諸要素が含まれているが、近隣や集落単位の小規模な「もやい風呂」では、殆んどが申し合わせの程度でことが進み、燃料購入や当番制、決算報告など、折々の話し合いによって済ませているが、犬子測のような大世帯で株主組織をとっている場合には、細部にわたっての決まりを定め、合議制によって運営の円滑化を図る必要がある。そのためには組合員の中から役員を選出して必要事項を協議し、総会を開いて決定をするという手順を踏むことになる。「組合規約」には「組合員中ヨリ委員若干名選定ス」とあり、総会については「年内例会（旧正月十六日）ハ全組合員残ラズ集合ノ事」としている。株主総会であるだけに、この例会には男子の戸主または戸主代理の出席が厳しく義務付けられており、欠席の場合だけでなく遅刻のときにも出不足金（罰金）が課せられ、戸主の代理に女子が出席した場合にも課金されている。

役員については、さきの運営を協議する委員のほかに、実際の浴場管理に携わる週番世話係がいるが、「組合規約」には、「週番世話係ハ1ヶ年内四回煙突掃除行フモノトス（旧正月 四月 七月 十月）」とあるのみで、具体的な役割の内容については触れていない。

この「組合規約」は本章の末尾に〔資料〕として採録してあるので参照されたい。

「組合規約」はあくまで株主組織による共同浴場の運営に関する規約で終始しており、土地・建物の維持管理、燃料の共同購入、役員と当番制による掃除と湯沸かし、入浴料や負担金、風呂仲間の動向などの具体的な内容については、それから34年を経た「昭和三十

七年一月以降 共同風呂規約綴 犬子淵 共同風呂」(以下「規約綴」と略称)が共同風呂解散までを年次的に綴っている。毎年1月16日(年によって変動することがある)の総会の席で、前年度の世話役がその年の運営経過や協議事項を記録に認めて新しい世話役に譲り渡した帳簿で、一目して犬子淵共同風呂の年次的な動向を窺い知ることができる。

惜しむらくは昭和3(1928)年の「組合規約」以後の34年分の記録を欠いていることで、「規約綴」同45(1970)年総会の記録の中に「古書類を整理」とあって処分されているのが、かえすがえすも惜しまれる。したがって欠落している部分を、現存する「規約綴」から類推し、筆者が平成21(2009)年におこなった聞き取り調査と、八女市教育委員会が同23年に収録した映像記録に、最後まで残られた方々の語っておられる証言等で、少しでも補えればと願っている。

共同風呂の建物

犬子淵の共同浴場の規模は、さきの「組合規約」に昭和3(1928)年の時点で、総坪数拾五坪、建物の敷地坪数約拾坪とあったが、筆者が平成21(2009)年1月に聞き取り調査をした時点では、建物は間口三間、奥行四間ほどの木造建築で、何度か修理されたときに若干拡張されたとのことであった。浴場の後ろに釜場があって煙突を設けていた。浴場は釜場との間が煉瓦壁で仕切られ、壁に寄せて一坪半ほどの長方形モルタル仕立てにタイルを装飾にあしらった浴槽を設け、中央に板の仕切りを立て、それを延長し浴場を二分して男風呂・女風呂に分け、それぞれに上がり湯付きの洗い場、衣類棚を取り付けた板張りの脱衣場を設けていた。浴槽の背後にある風呂釜は焚口から割れ木の薪で火を燃やし、沸かした湯を水でうべて温度を調節しながら、コックを緩めて浴槽に流し込んでいた。浴槽の仕切りが上部だけなので、沸かした湯は男湯・女湯の区別なく浴槽全体に行き渡る。子供が仕切りの下をくぐって両方に往き来をするので、あとから仕切りの下部に三分板を隙間を空けて取り付けたという。

この浴場も昭和37(1963)年の「規約綴」の時点ではかなり老朽化が進んでおり、同年8月の臨時総会では、風呂場修繕工事の見積もりが協議され、その後の総会でも女子風呂や焚き口のセメント修理、女湯脱衣場の改築、下駄箱と板張りの新設、煙突の補強、釜修理、下水道の土管取替えを役場と交渉、共同便所の設置、女湯西側の板張りの拡張、風呂入り道路修理、浴槽の仕切り板修理、出入り口の修理、焚き口付近の雨漏り修理、瓦の差し替え、屋根の修理、等々の記録がしばしば見られる。

共同風呂用地については「規約綴」の昭和60(1985)年のところに、「本分犬子淵共同風呂用地税金調書」があって、代表者の個人名義で固定資産税の税額が記入されているが、地目は宅地、面積21.6坪、課税額2,210円となっている。

この共同浴場の建造物については、平成21(2009)年3月に、九州大学名誉教授の故宮本雅明氏が学術調査を実施、詳細な実測図を伴った報告をなされているので、遺稿として

別項を設けた。宮本氏は報告書の末尾に、

要所に変遷が見られるものの、建築の保存状態は極めて良好である。建築年代を特定する材料に欠けるが、昭和前期まで遡ることは間違いない。組合規約も残され、年一回の総会も続けられ、毎日利用されている点はきわめて貴重であり、国土の景観に寄与し、また再現が容易でない建造物として、国の登録有形文化財として保存を図るべきである。

と述べておられるが、宮本氏の願いもむなしく、調査の翌年平成22（2010）年2月22日、最後の入浴を終えて風呂釜の火を落とし、その後建物も取り壊されて現在ではその姿を見ることが出来なくなっている。

用水と燃料

風呂沸かしに必要なのが用水と燃料であるが、水は井戸水で、以前は手押しポンプで汲み上げていたが、小学校高学年の子供の役目で、湯の温度を保つために入浴時間中、付きっきりでポンプ押しをさせられ、それがつらかったと古老の語るところであった。モーターによる電動ポンプになってからその重労働から解放されたという。この井戸水も枯渇



写真4 薪部屋

することがあり、新たに井戸を設けることが、年次総会の議題になったこともある。

共同風呂の継続で用水に次いで重要なのが燃料で、最初の頃は当番が各自薪・石炭を用意していたというが、昭和35（1960）年頃から燃料店に依頼して鋸屑を共同購入し、同54（1979）年から平成22（2010）年の共同風呂解散の時点までは、製材所から購入してきた廃材を割って薪に用いていた。

「規約綴」には、昭和53（1978）年までは毎年のように鋸屑代の記載が見られ、1回涌かしと1ヵ月分の値段が記されているが、年毎に値上がりしているのがわかる。1回涌かしは殆ど毎年記録されているが、同37（1962）年には210円から250円へ、翌38年には290円、同40年には330円、以後400円、500円、600円と値上がりをし、同50年には800円にまでなっている。月決めは、同45年に9,000円（前年より1,500円値上がり）だったのが、同47年に11,000円、同48年には15,000円という値上がりを示している。

鋸屑から薪への転換は燃料屋が鋸屑の入手困難になったためで、風呂釜を改造して昭和54（1979）年より星野村の製材所から廃材を購入するようになっている。浴場背面の西側に下庇を取り付けて薪置き場とした。個人の土地を年3,000円で借用している。

「規約綴」には2トントラックと中型・小型トラックの3台の使用料と、薪代の負担金が記入されているが、トラック代も昭和54（1979）年に3台で2,200円であったのが、同56年には2,700円、同58年には5,000円、平成元（1989）年からは近くの中籠からも購入するようになり、2トン車1台、中型2台、小型3台のトラックを加えて中籠5,000円、星野村7,000円の合計12,000円と高騰し、しばらくそれで推移していたが、平成12（2000）年には13,500円にまで値上がりしている。薪代は個人負担で、昭和54年には一人月額1,600円であったのが、平成元年に薪代を会費に入れて一律1ヵ月2,000円にしている。薪は廃材を購入して来るために、釜にくべるには薪割りをせねばならず、「薪寄せ」と称して風呂仲間全員が当り、出られない場合は出不足に酒1升を出すことになっていた。しかし、平成19年には、高齢化が進んだために、薪割をシルバー人材センターに頼む必要が生じている。

役員と当番

役員は、昭和3（1928）年の「組合同規約」では「組合員中ヨリ委員若干名選定ス」となっており、ほかに週番世話係がいたが、昭和37（1962）年からの「規約綴」では世話人と管理人を置き、世話人には大世話人と小世話人がいた。管理人は共同風呂施設の維持・管理、金銭出納、共有財産管理等に関する責任者で、任期は3年。世話人は燃料の調達や湯沸かし当番の割り当て、会費や入浴料金の徴収など、運営を円滑にする諸般の業務を受け持った。「規約綴」では同39年に、通帳名義人に管理人の名を記し、「大世話人をなくして世話人を五名とする」との記載が見られるが、世話人が共同風呂運営の要であったことを物語っている。翌40年の総会記録には、管理人手当1,000円、世話人謝礼1,500円とあ



写真5 当番札



写真6 風呂掃除

り、逐年500円ずつ増額され、同50（1975）年には管理人手当6,000円、世話人謝礼12,000円にまでなっていたが、昭和51年度からは管理人を廃してその業務を世話人とするようになり、さらに同53年度からは世話人4人、同58年よりは3人と縮小の一途を辿っている。「規約綴」には最初の部分に「組合規約」のような風呂仲間の人数が記されていなかったもので、動向がつかめなかったが、同58年になってはじめて総会の出席簿が記入され、主婦の代理出席を含めて16人の組合員（会員）名が記されている。昭和3年の72人からすれば隔世の感があるが、昭和30年代（1955～1964）後半からの高度経済成長期には各地の共同風呂が消滅の一途を辿っていたことからすれば、たとえ20人を割ったとしてもよくぞこれまで継続されてきたものと、改めてその成立基盤の確かさを痛感せざるを得ない。それにしても昭和51年度の管理人の廃止、53年度と58年度の世話人の減少は衰退現象以外の何ものでもない。

たとえ風呂仲間が減少しようとも、それが継続される以上、入浴日の浴場の掃除、湯沸かしは行わなければならない。共同風呂ではそれが当番制でなされているところに特徴があった。「掃除、湯沸かしは軒順（家並びの順）」と聞いた。当番札を回すのも世話人の役目で、当番に当たった家では家内総出で午前中から浴場の掃除にかかった。浴槽と洗い場は特に入念に、毎月1回は磨き粉で磨き、脱衣場の板の間や衣類入れの棚などの拭き掃除、火を焚いて湯沸かしをする釜場の掃除までする。決められた時間になると釜の焚き口に火を入れ、終了時間まで火の具合を見る。お互いが当番の日には風呂仲間に満足して貰えるような、気持ちのいい風呂を沸かそうとするところに、共同風呂のよさがあり、ひいてはそれが共同体の結束にも繋がっていた。しかし、それも昭和50年代（1975～1984）ともなれば、青年層の都市流出などによって家庭の高齢化が進み、家族構成の変化から次第に風呂当番が負担になってきたとしても、それは致し方のないことであった。

湯沸しと入浴

現存する「規約綴」昭和37（1963）年の記録に、入浴時間について、4月1日から9月30日までは夏時間で午後6時から10時まで、10月1日から翌年3月31日までが冬時間で午後5時から9時半まで、正月3ヶ日も平常通りとなっている。湯沸しは冬が入浴時間の2時間ほど前から、夏はそれより短くてすむ。この入浴時間も、同48（1973）年には夏が6時半から、冬が5時半からと30分ずつ遅らせ、締め切り時間はそのまま。同54年の総会記録には、夏場の入浴時間を7時より8時半まで、燃やし始めを5時半とする、冬の入浴時間は6時より8時までとする、とあり、同63（1988）年には、風呂沸し時間が夏冬とも8時半までとなり、翌平成元年には年間を通じて8時まで。5年からは水曜日を休浴日とする、同11年からは正月元日も休浴日になるというように、漸次湯沸し労働の軽減化が進んでいる。風呂仲間の減少が影響していよう。

当番に当たった日には湯沸しだけでなく、前述のように一家総出で風呂場の掃除に当ることから、世話人や家族数による配慮もなされている。昭和42（1967）年の記録には、「風呂の掃除は世話人が風呂沸し当番の日は順次全員にてなすこと」とあり、風呂沸し免除については、1戸の入浴者が4人以下の場合は1年に1回（夏季）、1戸3人の場合は1年に2回（冬と夏季）免除としている。同48年には1戸2人の場合が加わり、2人のところは1回おきに抜ける、鋸屑代は沸した時だけとする、となっており、風呂沸しを抜ける場合、人員に変動があった場合はその時期に世話人において話し合うこと、とある。そし



写真7 風呂沸かし

て、風呂仲間が急激に減ってきた同55（1980）年には、3人以上は毎回沸すこと、2人は1回毎に沸すこと、となり、平成8（1996）年には1人家族は月に1回、2人以上5人までは普通、6人以上は正月・盆に1回余分に沸す、となっている。風呂当番にも時代を反映させる変化が現れている。

入浴には戦前までは女子は糠袋、男子は自家製の黒石鹸が用いられ、日本手拭で体をこすっていた。

入浴料

入浴料には、さきの「組合規約」に見られた「入浴ハ湧入浴、賃銭入浴ノ二種トス」が「規約綴」にも受け継がれ、両者の間に入浴料の差が設けられていた。湧入浴、つまり組合員として掃除・湯沸しを当番制でするものと、定められた入浴料さえ払えば当番制を免れて入浴できる賃銭入浴者に差があるのは当然のことで、「組合規約」では主として株仲間との権利義務の違いを記していたが、「規約綴」では、具体的に入浴料の違いが示されている。「規約綴」では湧入浴を組合員とも会員とも呼んでいるが、賃銭入浴者は、賃入り・銭入り・銭入浴・金入り・金入浴・金銭入浴とさまざまな呼び方をしている。ここでは会員と賃入りで統一しておく。

会員の入浴料は、昭和37（1962）年に「去年と同じ」とあり、翌38年に1人1ヵ月分90円と決められ、以後、平成元（1989）年に「会費1ヵ月2,000円」となるまでの変動は記

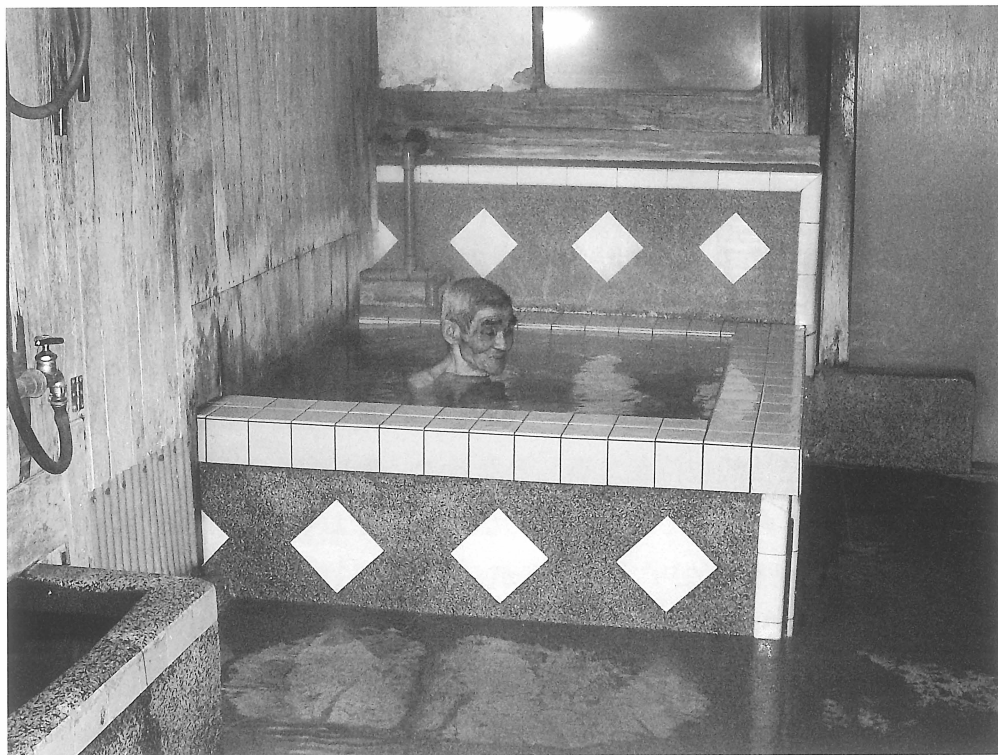


写真8 男風呂

録されていない。会費 1 ヶ月 2,000 円は燃料代のところで触れたように、燃料の共同購入費を含めたものである。

賃入りは昭和 40（1965）年に 1 ヶ月 1 人当たり 110 円とあり、「但し 1 ヶ月の内、1 回でも入浴した場合は 1 ヶ月分の入浴料を支払うこと。但し 1 ヶ月以上入浴出来ない時は前以って責任者に届出ること。」と但し書きが付いているが、このことは前の「組合同規約」にも触れている。その後の月額推移は、同 41 年・42 年は 130 円で、「組合員以外は前年通り 5 割増しとし、世話人において毎月末集金すること。」とある。賃入りの入浴料増額はその後も続き、同 44 年には 150 円、翌 45 年には 200 円、以後 400 円、500 円、800 円と値上がりをし、同 53（1978）年には 1 回 1 人につき 100 円、小学生以下は 50 円、月極め 1,500 円と、1 回入りを認めたが、月極めはその後も値上がりし、平成 10（1998）年には 1 ヶ月 2,500 円、最終的には同 19 年に 1 ヶ月 3,000 円にまでなっており、会員の減少による苦しい台所事情が窺われる。

入浴料にはいま一つ、「臨時入浴料金」という枠があるが、会員宅に來客または逗留者があった場合の措置と見られ、昭和 48（1973）年の記録に 1 人 1 回 40 円、1 ヶ月 1,200 円とあり、同 58 年には 1 人 1 ヶ月 1,700 円、日入浴大人 1 人 150 円、小人 100 円となっている。最終的には、平成 11（1999）年に大人 1 回 200 円、小人 1 回 100 円とある。

「規約綴」は平成 11（1999）年になって、初めて 10 年度の決算報告を載せているが、収入欄に会費 270,000 円、出不足 9,000 円、臨時入浴 5,100 円を計上している。10 年度の会員数は 10 家族となっているから、2,000 円の会費が一年分で 240,000 円、これに賃入り 1 人分が加わっている計算になる。ちなみに支出は、薪代・車代・総会の食事代、用地の税金、浴場の修理代その他で、結局は約 15 万円ほどの黒字になっている。決算報告は翌 11 年度分も載せている。

総会と出不足金

総会は株主総会にあたるだけに組合員全員の出席が義務付けられていた。「組合同規約」には前述のように「年内例会（旧正月十六日）ハ全組合員残ラズ集合ノ事」とあり、「若シ不参ノ場合ハ金参拾銭也徴収ノ事、時間ハ午後二時ヲ期シテ是ヲ経過セバ三時迄トス、時間経過セバ全額徴収ノ事トス、出席ハ必ス男子（戸主ニ限ル）其ノ他ハ戸主代理得ルモノ、女子出席ノ場合ハ金拾銭也持参ノ事」となって、出不足金の決まりを設けていた。

総会は原則的に旧暦 1 月 16 日ということになっていたようであるが、昭和 37（1962）年以降の「規約綴」では陽暦となり、同 42 年からは 1 月 15 日が恒例となっていた。平成 10（1998）年からは定日がなくなり、9 日から 14 日の間を適宜動いている。そのほか、緊急に協議すべきことが出た場合には 8 月に臨時総会（臨時風呂屋組総会）を開いている。

総会の日時・場所は前以て浴場に掲示し、周知するように配慮していた。

「組合同規約」にある出不足金のことは、「規約綴」にも記されている。昭和 37（1962）年

の協議事項の中に、「時間遅れの件」として、「欠席100円、女の場合40円（女世帯主はトラズ）、時間遅れ20円（出席をトル間に間に合えばトラズ）、来年より1時間～2時間遅れは欠席とす」とある。それが逐年増加して、欠席の場合が同39年に200円、同41年からは250円、そして同47年には倍額の500円、同56年（1981）には一挙に1,500円、平成6（1994）年には総会欠席3,000円、薪寄せの日3,000円となっている。女子の場合もそれにつれて80円、100円、200円、500円、時間遅れは昭和39（1964）年に40円、同41年からは50円が続いている。

「規約綴」は昭和57（1977）年になって初めて総会の出席簿を載せているが、この年の組合員数が16人と、20人を割っている。

総会は1年の共同風呂運営の経過報告とともに、改善すべき点や組合員からの要望を協議する場で、主として管理人宅で行なわれていたが、昭和51（1976）年に管理人を廃止してからは世話人宅を適宜借りていた。「規約綴」には「宿礼3,000円」という記載があり、協議が終わったあとの酒宴をメ祝いと呼び、酒肴料を「20,000円見当」としている。薪割の出不足に出された酒も加えていた。その親睦の宴が楽しく、その席での和気藹々たる雰囲気共同風呂をここまで続けさせてきたと語っているのを聞いた。

共同風呂の終焉

かつては字単位で72人という大世帯の株主仲間を擁して、規約を設け確固たる基盤を築いていた犬子淵共同浴場組合ではあったが、「組合規約」の制定された昭和3（1928）年から、現存する「規約綴」の書き始められた同37（1962）年までには34年間の空白期がある。この間に日本は15年戦争と、敗戦、戦後復興とかつてない激動期にあった。

黒木・豊岡地区は農山村であったために直接戦火にさらされることはなかったが、太平洋戦争末期には在郷軍人までも召集されているので、一時期組合員の減少があったかもしれない。しかし、敗戦後はまた復員軍人に海外からの引揚者が加わって、共同風呂も利用者でごったがえしの混乱をしたと聞く。

戦後の復興が、昭和30年代（1955～1964）後半には高度経済成長期を迎え、地域社会の変貌が顕著になるにつれ、明治中期ごろに始まったと見られる各地の共同風呂が、昭和40年代半ば過ぎには殆どその姿を消していった中で、犬子淵の共同風呂にも当然その余波が及んでいたと想像される。「規約綴」46年度の記録に、「共同風呂脱退の時は一応沸して、直後に脱退してもらう事。そのため必ず届出をすること」とあり「脱退する者はすべての権利放棄するものとする」と付記しているのが最初であるが、相次ぐ脱退者の状況を示している。44年度総会で「古書類を整理」としているのも脱退者の増加と関係があるのかもしれない。

「規約綴」が初めて会員名簿を載せているのは前述のように昭和57（1982）年の総会記録からで、その時点ではすでに16人になっていた。それが翌58年には15人、平成元

(1989)年には14人、同5年には3人の脱退者が出て11人。以後、同6年、同12(2000)年、同13年、同18年に1人ずつ脱退して、同19年からは7人となっている。会員が10人となっていた同10年からは、総会のたびに審議事項として、「風呂継続の件」が出されているが、「従来通り継続する」の議決が繰り返されていた。人数が少なくなるにつれ、風呂仲間には家族的とも見られる結束が強くなり、総会も世話人宅で行なわれていたのが、同12年頃からは、かね直会館、山鹿の平山温泉、奥山鹿温泉でと慰安会的な色合いが濃くなり、家族同伴で行くようになっている。

そして、平成22(2010)年1月13日水曜日、平山温泉フローラでの家族を含めて9名の総会で解散が議決されている。議事録の全文を記す。

協議事項

1. 風呂継続について

解散する。

理由 1軒がやめる

1軒は沸さずに金入浴とする。

5軒での風呂沸しは困難と考え、この総会をもって解散する。

薪が少し残っているので、終るまで今迄通りの順番で沸かす。

最終沸した日

H. 22. 2. 25

短い文面から、最後に残った風呂仲間の心のうちが伝わってくる。

やめた1軒は当番の死亡、金入浴を希望した1軒は仕出し屋で、配偶者の死亡により風呂当番ができなくなったとのこと。

犬子淵共同風呂の終焉であった。

地域社会と共同風呂

白石太良氏の言葉を借りれば、「注目すべきは風呂仲間の形成、風呂小屋の維持、湯沸かしと利用の方法、組織と運営などにおける類似性、人間関係の醸成が果たした役割などに地域社会との関係が示される。また、燃料や用水の確保とその変遷などには当時の経済的社会的状況が映し出されている」。これまで見てきた犬子淵共同風呂は、組織や運営などに、地域社会との関わりが浮き彫りにされていた。ただ、各地の共同風呂が昭和40年代(1965~1974)から50年代(1975~1984)初頭にかけて殆んどが消滅しているにも拘わらず、ここだけが平成22(2010)年まで存続をしてきたことには、他との類似性ならぬ特異性をすら感じさせる。まさに犬子淵の生活共同体が持っていた独自性にほかならない。犬子淵共同風呂が釜の火を落とした翌23年秋、八女市教育委員会が企画した映像記録『黒木



写真9 女風呂

の共同風呂の習俗～犬子淵共同風呂～』で、共同風呂への愛着をこもごもに語る人たちのことばが如実にそれを物語っている。解説のナレーションの内容はすでに本文中に述べているので省略して、最後まで共同風呂と生活を共にして来た7人の方々の、なまの語りを抽出しておく。

加藤直幸（75歳）、中川原鈴子（76歳）、馬場美雪（79歳）、樋口園子（60歳）、坂本好子（69歳）、徳永鈴子（74歳）、馬場開（85歳）の皆さんである。

（浴槽の映像）

加藤さん 大きい風呂がカラダ温もるでしょうが。

中川原さん やっぱ真冬もですね。1時間くらいカラダが冷えんですね。

馬場(美)さん 大変は大変じゃったけど、やっぱ楽しみやったですね。いろんな人と話して。

樋口さん 家の仕事してると誰にも話さないっていう時があるでしょ、一日。だけどあそこに行ったら誰かと話せるじゃないですか。

坂本さん 湯船にこうゆったり浸かってからですね。あーも一極楽極楽いうてですね。

徳永さん 主人も生まれた産湯もそこでね、浸かってますからね。

馬場(開)さん やっぱ共同風呂に愛着があったやろ。この近所には5～6軒あったもん。で、ここだけあげん長持てしたのは。

(共同風呂の解説)

徳永さん うちのお母さんがですたいね、姑が、明治34年頃できて、自分と同じ年で、この共同風呂は。だから、もう100年以上はね、経っているらしくて……

加藤さん とにかく一番多い時が、戦争の終わって引揚者ちおったですたい。各家に親戚がおるでしょうが。そのときは60軒ぐらいあったですね。芋の子洗うごたった、そのときは、ほんなこと。

馬場(開)さん そいけん私どんが風呂に行って遊びよっと大人の人達が「おまえどんあがれ」っち言うての、あがらせよったですたい。うん、追い出されよった。

(掃除・湯沸かしのこと)

馬場(美)さん もう、朝掃除して、3時くらいから焚き付けてですね、1日がかりですよ、やっぱり。

中川原さん 下を掃いてですね、お風呂の中を洗ったり、洗うところを洗ったりですね、そして今度は拭き掃除をする時は、衣類ば入れるですね、あの箱の中ば拭いたり、赤ちゃんを載せる台の上を拭いたりしていました。そして釜掃除もあるでしょうが。

坂本さん 今日は風呂沸かして言うたら、皆張り切っておりましたから。家族全部で張り切っておりましたから。よい風呂を沸かす、喜ばれるお湯になるためには、やっぱ努力してましたね。お湯がきれいなのは「良い風呂」で言いよりました。ばあちゃんが言いよりましたから。「今日はどこそこの当番だから良か風呂じゃろ～」で言うてですね。それで私たちもそれに負けないように努力しました。お風呂沸かしは燃やすだけじゃなくて、お掃除から頑張らないかんばいと言われよりよりましたから。お掃除も頑張って、一生懸命磨きよりました。夕飯のメニューも決まったりしました。風呂沸かしの日はカレーでした。

(総会・規約のこと)

加藤さん 1年のやっぱ法改正、なんかの取り決めの改正とか、特別なかばってん。

中川原さん それはやっぱ風呂屋の決まりとかですね。何時から何時まで焚きつけるとかですね。

馬場(開)さん 風呂入の話は大体決まっとうが。こげんして朝が何時に開けて、何時まで沸かして帰ると、ありふれた問題だった。それが終えて飲むとが良

かったけん行きよったです。

(用水と燃料のこと)

馬場(開)さん その当時はまだぎっちょんぎっちょんやったですの、ポンプ。そいけん水汲みが子どもの仕事たい。当時は(浴槽が)ふとかったけん、汲むとに骨折っての。

馬場(美)さん あれがいつちょん好かんやったですたい。ぬべるともね、熱い時はこう(手を)叩かっしゃる。したら向こうからポンプでこうやって汲まやんでしょうが、それが大変で。

徳永さん 一番最初、私がお嫁に来た時は、それぞれの家で薪とかそういうのを色々自分で用意して、その後、重油にしたらよかろうっちゅうような話やったけど燃えなくて、それでノコズを持ってきて貰って、それで沸かしよりました。

中川原さん そして途中で薪に変わったです。で、だから釜が変りましてですね。ノコズの釜と薪の釜が違うでしようが。ほで、2ヶ月に1回か3ヶ月に1回ぐらい薪寄せがありました。

(風呂場は社交場)

馬場(美)さん あー今頃行ったら誰が来とるかなー、あの人と会うかなー、そんな気持ちで行ってましたよ。

徳永さん 何でも話し合ってたからね。ニュースとか何とかもね。

馬場(開)さん 風呂屋新聞とか、風呂屋話が楽しみじゃった。やっぱこう寒かときには、はよいたってから温もってが楽しみやったですの。

加藤さん いっぱいひっかけて行くモンですけん、中で寝るですたい。

坂本さん それこそ裸のつきあいですよ。お正月に初めて会うでしよ、そすと着物を脱いで裸で「明けましておめでとうございます」ですたいね。「本年もよろしく」ですたいね。裸で。

馬場(美)さん 25歳の時ですかね。お嫁に来たのが。恥ずかしかったですよ。あそこのお嫁さんのこらっしゃるっていうて、向こうでいっぱい入っとらっしゃるとに、こう入って行くと、いっぱい見らっしゃるでしようが。モー恥ずかしかったー。

坂本さん だからうちのおばあちゃんと一緒に行っていました。今頃は少なかばいてばあちゃんが言いなさるけんですね。一緒に行っていました。

徳永さん そうしているうちに慣れて、子どもが出来たりするとね、みんなから子どもの世話してもらったりして。

中川原さん 着物きせていただいたりですね。「あんたがはよ入らんね」って言って、そして「抱いとくから」ち言うて、助けて貰うとがたいへん助かりました。

樋口さん やっぱ、みんなに声かけてもらうっちゅうのが良かったですね。子どもに対してでもですね。

(会員以外の入浴)

坂本さん 風呂以外の人はお金を払って来よんなさったですよ。お風呂が壊れたとか、そういう人達がちゃんと世話人さんに伺って、「よか」で許可が出たらお金を払ってきよんなさったですよ。

加藤さん もう7～8年なるかな、東京から来たですたい、妹婿どんがですね。そいけんえらい気に入って帰ったです。今でん、何か話すときゃそんときの犬子淵の風呂屋の話が弾むですたいね。

(思い出)

樋口さん 私が嫁に来たのが（昭和）50年で、55年に家を建て直さった時にもうお風呂ができたんですよ。だけどやめないで、ずっと共同風呂に行ってた。家の風呂には入らないでですね。

坂本さん やっぱり運営方法が良かったかなと思います。正月に年一回の総会を開くでしょ。そんときにお風呂に対して不都合があれば意見を述べて改善してきましたから。

坂本さん みんな仲良しでしたよ。もうみんな和気藹々ですね。みんなもう思いやりがあって、怪我なんかしてタオルなんか絞れん人がおらっしゃるでしょ。そすとアタシが絞ってやるで、タオル絞ってやるで、背中流してやるでですね。

樋口さん 家が農家なんですよ。たら、汗いっぱいかいてくるでしょうが。そしてもうぱーっと行くんですよ、お風呂に。そしてからご飯の用意したり。なんとなく家のお風呂やったら順番があるでしょうが、おじいちゃんおばあちゃん、そしてお父さんお母さんとか入ってから自分、っていうのがあって。こういう場合はずっと行けるから。

中川原さん 明くる日まで結構（お湯が）温かくて、洗濯すつとにうってつけじゃったです。毛糸もの洗う時はお風呂に持って行って洗ってました。毛布とかですね。だいたい洗濯していけないっちゅう決まりになってたんですけど。

加藤さん ほんなこて、あれ（共同風呂）から家まで100メートルぐらいか。その

ままこうタオルでこう隠して、そのまま帰ってきよったですよ。それから誰か、パトカーと会うたげなもん。そいけんちょっと説教受けらしたげな。

(風呂仲間の解散)

徳永さん 古かったでしょうが。けどま、手入れして手入れして、みんなで持ち寄って、維持してきたわけですけど。

坂本さん 最後は7軒になりましたから。その時は、7軒になったけど続けていこいいですね。総会の時に、なるだけ負担を軽くして風呂を大事にして末永くいこうということだったですけど。

馬場(美)さん 7軒が5軒になったでしょうが。5軒じゃもうしていき……
やっぱりね、薪寄せがね、たいへんですもんね。限界やったですね。よう続いたと思いますよ。続いたと思って。いまはもう満足です。

「限界やったですね。よう続いたと思いますよ。続いたと思って。いまはもう満足です。」という馬場さんの最後の述懐。

長文の引用であったが、他のどのような記述よりも、犬子淵共同風呂の在りし日の姿を伝えてあますところがない。

長い伝統を持つ犬子淵共同風呂の風呂仲間を解散に導いたのは、家の改築が進んで内風呂ができたこともあるが、核家族化、高齢化社会、兼業農家の増加などがもたらせた地域共同体の衰退が最大の要因であったといえよう。

〔遺稿〕 犬子淵共同浴場の建築構造

故 宮本 雅明

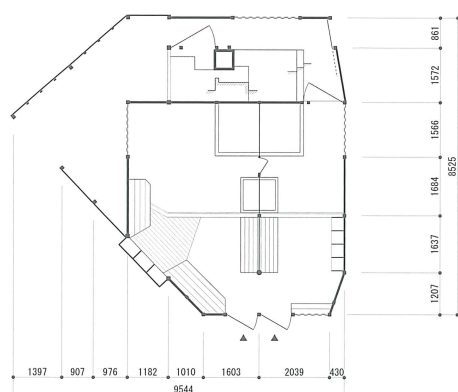
○本分上北

□犬子淵共同浴場

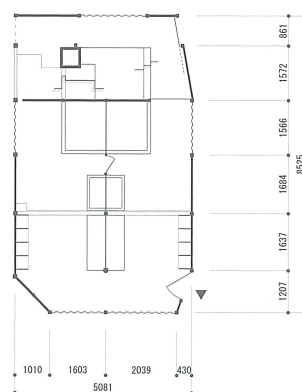
本分を東西に貫く豊後別路から北方へ脇道を入ったところの正面に南面して建つ。近在の七軒が共同で所有し、運営する共同風呂として利用されている建築である。昭和三年一月の制定になる「共同風呂組合規約」に従って運営され、規約の末尾には規約制定時に加入していた五十二軒の名が書き上げられる。建築年代もこの頃に遡ると考えられる。

妻入りの平屋建、屋根は切妻造セメント葺、正面と背面に下屋庇を設け、背面下屋から煉瓦を積み上げた煙突が建ち上がり、西側には後補の下屋を架け降ろす。上屋下に浴室と脱衣室を設け、正面下屋庇下に入出口、背面下屋下に焚き口を設ける。浴室は側面に無双窓を開き、天井は竿縁天井を吊り、浴槽を北寄りに設けた一カ所とし、モルタル洗い出し

仕上げ、タイルをアクセントにあしらい、中央に板塀を建てて男女を分け、脱衣室には両側の壁に脱衣棚を造り付けている。正面の入出口は当初、東側に片開き戸を建て、男性脱衣室前を通って女性脱衣室へ至る形式で、南側には無双窓が連続していたようだ。子供連れが多いため、女性用浴室と脱衣室を風呂は拡張されたものの、柱と窓、脱衣棚は移動され、当初の部材を残し、正面の復原も痕跡に基づいて可能である。釜は幾たびか取り替えられ、当初の釜は残らないが、燃料も当初は当番の家が用意した石炭や薪を用いたが、現在は鋸屑を経て共同購入の薄い板材の廃材へと変わったため、背面下屋下を燃料置き場として利用するなど、要所に変遷が見られるものの、建築の保存状態はきわめて良好である。建築年代を特定する材料に欠けるが、昭和前期まで遡る



↑ 犬子淵共同浴場現況平面図 (1:200)



↑ 犬子淵共同浴場復原平面図 (1:200)



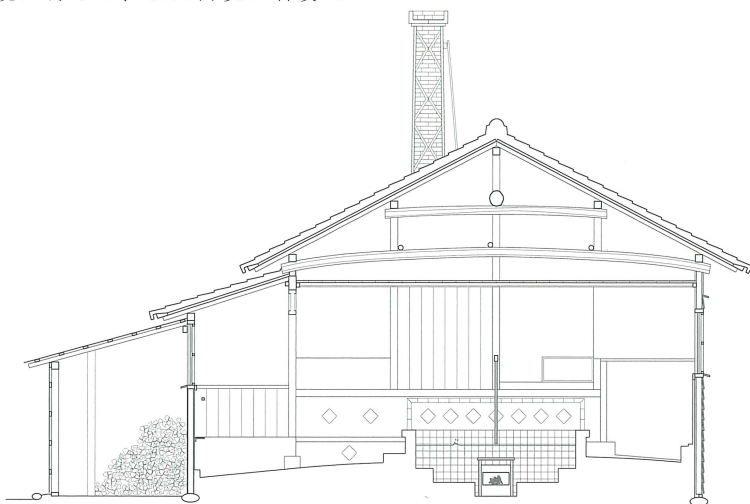
↑ 犬子淵共同浴場正面外観



↑ 犬子淵共同浴場側面外観

ことは間違いない。組合規約も残され、年一回の総会も続けられ、毎日利用されている点はきわめて貴重であり、国土の景観に寄与し、また再現が容易で

ない建造物として、国の登録有形文化財として保存を図るべきである。



↑ 犬子淵共同浴場現状断面図 (1:100)



↑ 犬子淵共同浴場男浴室 (原文ママ)



↑ 犬子淵共同浴場女浴室 (原文ママ)



↑ 犬子淵共同浴場男脱衣室



↑ 犬子淵共同浴場釜屋

〔資料〕 共同浴場組合規約（昭和三年壹月）

- 一、八女郡豊岡村大字本分字上北六二一番ノ二 六二二番ノ二
- 一、本組合ハ末尾記載ノ人名ヲ以テ組織ス
- 一、総坪数 拾五坪
- 一、建物瓦葺平家 敷地坪数約拾坪
- 一、入浴ハ湧入浴、賃銭入浴ノ二種トス
- 一、総テ条項ニ依ル不動産、動産一切ノ権限ハ賃銭入浴者ハ無関係ノモノトス
- 一、中途組合ヲ退去スル場合は是迄権利ヲ有スル者ト雖モ同時ニ其ノ権利ハ消滅スルモノトス
- 一、将来組合中出費ノ要スル場合ハ組合員全部ノ負担トス
- 一、将来組合中ニ収入ノ場合ハ全部平等ノ習得ニ属スルモノトス
- 一、新加入者ニシテ組合員希望ノ場合ハ別項財産時価ニ依リ組合員ノ協定ヲ経テ加入セシムル事ヲ得
- 一、賃銭入浴者ニ於テモ物価其ノ他ノ関係上場合ニ依リ賃銭ノ高低ヲ成ス事ヲ得但其ノ場合ハ組合員総会ニ依リ決定スルモノトス
- 一、組合員中ノ家族別家シタル場合ハ従前ノ行係リ上無条件ニテ本組合員ニ加名スルヲ得但別家々族ニシテ賃銭入浴ノ場合ハ前項規定ニ依リ組合員ニ加名スルヲ得ス
- 一、本組合員中ニテ本株ヲ売買或ハ担保書入等総テ他ニ権利委譲スル事ヲ得ス
- 一、将来剰余金及負担金ニ対スル一切ノ取扱ハ委員ニ於テ其ノ任ニ当ルモノトス勿論必要ニ応シ組合員総会ノ上協定ノ事
- 一、将来特別ノ事情ニ依リ解散ナス場合ハ其ノ当時組合員現在ノ人員ヲ以テ協定ニ依リ処分スルモノトス
- 一、将来本組合ニ出費ヲ要スル場合はヲ予期シテ相当ノ金額ヲ積立テ置クコト 本項ハ委員ニ於テ決定スルヲ得猶配当の場合モ率ノ決定等委員ニ於一任スルコト
- 一、将来中途ニ於テ組合員事情ニ依リ退去又ハ或期間中、中止シ再度復活スル場合ハ委員ノ協議ニ依リ決定スルコト
- 一、組合員外ノ湧入浴ノ家族ト雖モ週番世話係ハ組合員同一ノ義務アルモノトス
- 一、湯湧中当番過テ失火或ハ其ノ他ノ災変ニ遭遇セシ場合ハ無論当番ノ責任ニアラス（但故意ニセシ場合ハ当番ノ責任タルコト勿論ナリ）其ノ場合ハ組合員総会ノ結果協定スルモノトス
- 一、賃銭入浴者ハ期間ノ長短ヲ問ハス無条件ニテ本組合員タル事ヲ得ス
- 一、入浴中被服其ノ他物品金銭等故意ニ盗取レ是ヲ組合員中ニテ発見ノ場合ハ直チニ総会ノ上除名スルコトアルヘシ、尚定期総会席上ニ於テ発表スルコト
- 一、本組合ハ総テ相互関係上充分ノ了解アルモノナレハ決シテ組合員中ニ於テ何事ヲ問ハ

ス異議ナキ事 若シ異議ヲ生スル少数ノ組合員アル時ハ直ニ組合員全部ノ協定ヲ経テ
除名セシムル事

- 一、総テ事項ハ組合員総協定ヲ以テナスコト
- 一、本規定条件ハ組合員何人ヲ問ハス一切過除訂正成スヲ得ス 若シ必要ノ場合ハ組合員
全部或ハ委員ニ於テ協議ノ結果成ス事ヲ得
- 一、組合員中ヨリ委員若干名選定ス
- 一、賃銭入浴者ハ月額ナレハ其間幾日不入浴アルモ賃銭差引ナキモノトス
- 一、週番世話係ハ一ヶ年内四回煙突掃除行ウモノトス (旧正月、四月、七月、十月)
- 一、年内例会 (旧正月十六日) ハ全組合員残ラズ集合ノ事 若シ不参ノ場合ハ金五円也徴
収ノ事 時間ハ午後二時ヲ期ス 是ヲ経過セバ三時迄トス 時間経過セバ全額徴収ノ
事 出席ハ必ス男子 (戸主ニ限ル) 其ノ他ハ戸主代理得ルモノ
女子出席ノ場合は金二円也持参ノ事 (追記)
- 一、親族其他来客ノ場合一ヶ月間ヲ無料トシ其ノ以上ハ普通料徴収スルモノトス (追記)
- 一、普通賃入浴ノ者ト雖モ一ヶ月以上不在ノ場合ハ料金ハ差引徴収スルモノトス (追記)
- 一、但シ其ノ場合一日ニテモ其月入浴ノ場合ハ料金ヲ徴収スルモノトス、其場合ハ必ず届
出ル事 (追記)

組合員人名 (以下略)

第3章 福岡県の共同風呂

概 要

福岡県における共同風呂は、序章で白石太良氏が佐賀県とともに全国で最も濃密な分布を示していることを指摘していた。アンケート調査と市町村史（誌）の記載によるもので、福岡県では双方合わせて39ヵ市町村に共同風呂のあったことを記しているが、参照した市町村史（誌）はいずれも平成の市町村合併以前に編纂されたものである。ここでは、白石氏の調査に漏れた市町村史（誌）に、民俗調査報告、福岡県史等の記述をも加えて、福岡県の共同風呂を概観することとしたい。この場合も共同風呂に関する資料が、いずれも平成の市町村合併以前のものであることから、合併前の97ヵ市町村を対象としていることを断っておく。

共同風呂は、風呂仲間がいて、共同で風呂釜と浴槽を備えた風呂小屋を設け、用水と燃料を工面し、交代で掃除・湯沸かしをして入浴をするというシステムは共通であるが、風



第4図 福岡県地図（●印は共同風呂のある所）

呂仲間の範囲とか、風呂小屋の構造や利用のしくみ、用水・燃料等は立地条件によってそれぞれに相異が見られる。これらの相異点は県内各地の事例を集積することによって明らかにされることから、可能な限り資料の検索を行い、地域別の整理を試みた。福岡県は藩政時代までの、豊前国の大部分と、筑前国、筑後国の三国から成り立っており、風俗・慣習の上からいわず「お国ぶり」の微妙な違いがあることから、共同風呂の事例も豊前地方・筑前地方・筑後地方の区分を施して配列した。白石氏の分布調査でも福岡県に関しては「西部に多く」となっており、豊前地方の事例が見られないことからこの地域についても目配りをした。

共同風呂は農村における村落共同体の機能の一つとして発生しているが、その中で生じた風呂仲間には、同じ集りにしても、行政的なムラ寄り合い、クミ寄り合いなどとは異なる、風呂場という開放された空間での、それこそ身も心も許し合った裸の付き合いが見られた。お互いが持ち寄った四方山話に花が咲き、交流・交歓の場として「風呂屋新聞」「風呂屋ニュース」ということばがあちこちで聞かれている。それといま一つ、当初の共同風呂はおおむね男女混浴であった。浴場の規模からも、用水・燃料からも、男湯・女湯の区別を設けること自体が無理で、しかもいずこでも混浴にさして抵抗がなかった。それにこだわったのは明治政府で、明治33（1900）年5月22日、内務省が「風紀取締りのため十二歳以上の男女混浴を禁ず」という布告を出し、福岡県でも翌40年に県令41号で「共同浴場取締規則」が出されている。要点を抜粋すると次の通りである。

第一条 本則ニ於テ共同浴場ト称スルハ数戸共用ノ目的ヲ以テ設置スル浴場ヲ云フ

第三条 共同浴場ノ構造ハ左記各条号ニ依ルヘシ

一 浴槽ハ相当区画シ男女用ノ別ヲナスベシ

三 汚水ハ下水路ヲ設ケ一定ノ場所ニ放流スベシ

四 浴場ノ位置ハ路傍其他交通者ヨリ見透シ得ベキ場所ナル時ハ牆塀ヲ設クヘシ

五 浴場ニハ適當ノ脱衣場ヲ設クヘシ

第四条 浴場ノ汚水ハ飲料ニ共用スル水流湧泉ニ放流スヘカラス

第六条 浴場ニ於テハ男女ノ混浴ヲナサシムヘカラス但十二歳未満ノモノハ本文ノ限ニアラス

第七条 浴場ハ当夜十二時限り其ノ使用ヲ停止スヘシ

第八条 浴場ハ管理人ニ於テ使用ノ都度掃除ヲ為シ清潔ニ保持スヘシ

第十三条 市街地ニ於ケル共同浴場ニハ本則ヲ適用セス

風紀上・衛生上の取締りである。こういう取締りに対して、浴槽に仕切りをせざるを得なくなったが、中には取り外しの出来る仕切り板を設け、駐在所や保健所からの臨検のある時にだけ取り付けたという事例も多い。

福岡県の共同風呂の事例を集積する中から浮かんでくるのは、地域共同体の生活における最も明るいムラ結合である。平成22（2010）年までその命脈を保ってきた犬子淵共同風呂の存在意義を探る意味からも、以下県内における共同風呂の様相を通覧しておきたい。なお断っておくが、市町村史（誌）からの引用では内容を損なわない程度の簡略化と字句の修正を行っている。

豊前地方（22ヵ市町村）

○**椎田町** 真如寺の龍華院では昭和33（1958）年ごろまでモヤイ風呂といって3軒が共同で風呂小屋を建てていた。谷から竹の樋で水を引いていたが、水が豊富ですぐ一杯になった。沸かす順番は決まっていなく、各自が焚き物を持参し、早く入りたい人が来て沸かした。冬には焚き口の前に筵を掛けて風除けにした（町史）。

○**新吉富村** 小組に3ヵ所の共同風呂があった。上の風呂（南自治組合）、中の風呂（西自治組合）、下の風呂（北自治組合）で、共有田の収益を共同風呂の設備費に当てた。家の順に当番が出て毎日夕刻に沸かした。モンカラ（粃殻）を一山ほど積み上げ、2時間ほどかけて燃やして沸かした。石鹸はなかったので米糠を袋に入れて風呂の中でこすった（県史）（村誌）。

○**川崎町** 外木城には2ヵ所に共同風呂があり、当番を決めて沸かしていた。煉瓦やコンクリートでできた釜風呂で、20人近く入ることができ、男女混浴で年寄りが先に入ることが多く、女は暗くなってから入っていた。当番は井戸水をつるべで汲み、竹の樋で風呂に入れ、タキモンを集めて沸かすので大変だった。昭和になって、五右衛門風呂が使われ始めたので次第に内風呂を持つようになり、共同風呂は昭和7、8（1932、1933）年ごろに解散した。しかし風呂場での会話で集会所にもなり、人の輪ができていた。下真崎や永井では、内風呂のある家が水とタキモンの節約のため、3、4軒の持ち回りで、風呂を沸かすマワシ風呂をしていた。風呂の水入れは子どもの役目だった（町史）。

○**香春町** 共同風呂は、以前は各ムラにあったが、昭和の初期ごろから燃料に石炭が入手しやすくなって、家に五右衛門風呂を設けるところがふえ、内風呂に入るか貰い風呂をするようになった。そうした中で、柿下や下香春にはかなり遅くまで共同風呂が残っていた。利用者が交代で風呂当番を決め、水汲みや風呂焚き、掃除をして入浴時間を決めて順番に入るが、共同風呂の入浴がムラ人の交歓の機会になっていた。下香春の五徳地区では上の組に1ヵ所、5、6戸の家族が昭和27（1952）年ごろまで利用していた。水は山の水で、男の年寄りから入っていた。長畑地区では、20数戸で昭和25、6年頃まで男女別の五右衛門風呂を利用していたが、人数が多かったので夕方早くから夜遅くまで入っていた（町史）。

筑前地方（49ヵ市町村）

○水巻町 もやい風呂（共同風呂）は、4、5軒の家で適当な所に風呂桶を据えて、薪は共同で採り、沸かすのは当番でした（町誌）。

○岡垣町 手野に共同風呂があった（県史）。

○鞍手町 長谷に2ヵ所コンクリート製の共同風呂があり、男湯と女湯に境に簡単な板仕切りがしてあった。風呂沸かしは家回しで行い、当番は一家総出で朝から掃除・水汲み・燃料集め・湯沸かしにかかった。夕方の4時ごろから夜遅くまで、入浴者の多いときは付き切りで火を燃やしたり水を足したりした。新北も昭和初期まで4、5ヵ所のもやい風呂があり、四角の木桶の風呂で、当番に当たった家が水替えや湯沸かしをした。内風呂を持っていた家が隣近所で回り番に沸かして、お互いが入りに行くマワシ風呂もあった。風呂水は一晩で捨てることなく、二晩、三晩とたて替えて使い、しまいにはドツボに捨てた。燃料は山で採った薪を使った。五右衛門風呂には麦藁やカラシ殻も使ったが、すぐに燃え尽きるので、絶えず付いていてくべなければならなかった。のちには石炭や炭坑で不要になった坑木、洗炭で川に流れてきた微粉炭を採って丸めて乾かしたドベ炭などを使うようになった（町誌）。

○若宮町 古くは共同風呂が普通で「モヤイ風呂」・「クミアイ風呂」といった。大正の頃から次第に各戸に風呂を設けるようになったが、共同風呂が戦後まで続いたところもあり、平では昭和30（1955）年ごろまでであった。水原のは建物が間口2間、奥行3間の平屋瓦葺きで、コンクリートの浴槽に鉄砲風呂の釜で焚き、燃料は薪に石炭またはカラセ（菜種）殻・小麦藁も使い、カラセ殻は灰が残らずによかったという。入浴の順番はだいたい年寄り・子どもが早く、男は夕食後、若い嫁や娘は最後に入っていた。男女混浴であったのが、昭和7、8（1932、1933）年ごろ警察から混浴禁止の通達があり、浴槽の中央に仕切りを設けたりしていたが、昭和10年代（1935～1924）前半に廃止されている。共同風呂は一つの社交場にもなっており、その日のよもやま話でひとときを過ごす場所であった。石鯨の役目をするものとして、米糠を袋に入れて使い、肌のきめが細くなるといっていた。あか落としにはヘチマも使った（町誌）。

○潁田町 下勢田に共同風呂があった（県史）。

○稲築町 山野では昭和10（1935）年ごろまで共同風呂が3ヵ所にあり、その一つは17軒ぐらいの風呂仲間で、風呂沸かしは順送りの当番で、井戸水を汲み、タキモンを出していた。燃料は松葉や杉の葉で火をつけ、麦藁・豆殻や薪で沸かした。また、炭坑の洗炭によって川に流された微粉炭を採ってきて団子に丸め乾燥させたのを燃料にした。近くの家にもらい風呂をすることもあったが、炭坑の近いところでは、炭坑の共同風呂に料金を払って利用させてもらった。各家に内風呂の付いたのは三井山野炭坑閉山後のことである（町史）。

○筑穂町 山口で大正10（1921）年ごろ共同風呂が三つあったが、昭和10（1935）年ごろ

には一つになっていた。この頃から個人の家に内風呂が増えだしたが、共同風呂が昭和20年代（1945～1954）まで続いたところもある。モヤイ風呂といい、組に一つぐらい、4、5軒から10軒に一つ程度あった。五右衛門風呂で2、3人は入れた。鉄砲風呂からこれに変わったところもある。風呂焚きは順番で、当番がタキモンを持って行き、水を入れて沸かした。水は山つきでは山水や川水を引いており、平地では井戸水を使った。当番は風呂が沸くと知らせて回り、皆が入り終えるまで受け持っていた。入浴の順番はなく、混浴のところと、男女別で男が先のところとがある。風呂場は人々の社交場で、世間話に花が咲き、混浴もそれがあたりまえとされていた。湯がぬるいときは置いてあるタキモンで入浴者が沸かした。家に風呂が付くようになって、親族や近隣でもらい風呂をするところもあった。炭坑の風呂を利用するところもあった。昭和40年代（1965～1974）後半に水道が引かれ、内風呂がふえた（町誌）。

○宗像市 内風呂を持つ家が少なかった頃は、モヤイ風呂が普通で、水を入れたり沸かしたりするのは当番制だった。だいたい当番の家が最後に入った。入浴の順番は、祖父、父、男の子、祖母、母、娘、オトコシ、オナゴシの順である。男が先に入り、そのあとに女が入る。嫁は家事が終了してからということで遅くなった（市史）。

○津屋崎町 共同風呂はモヤイ風呂、マワリ風呂と言った。殆どのクミに設けられ、単なる入浴だけでなく、クミ内の人々の交歓の場所にもなって、“風呂仲間”と呼ばれていた。掃除・湯沸かしは当番制で、燃料の薪・石炭・ガラは当番が負担するところと、入浴人員に応じて各家からの切り銭で賄うところとがあった。入浴時間は季節によって多少異なるが、夕食準備の始まる午後5時頃から、10時半ごろまで、農繁期は11時ごろまでで、入浴の初めと終わりは、当番が竹筒をほら貝のように吹いて知らせていた。祭りや農休日には昼風呂も沸かしていた。浴槽は五右衛門風呂二つの間に仕切りをして男湯・女湯に分けたところもあったが、混浴も多かった。在自では各クミに風呂場の世話人を2人決めて風呂場の管理、備品の修理・補給、燃料費を含めた経費の割当等の経営面に当たっていた。共同体機能として重要な役割を果たしてきたモヤイ風呂も昭和30年代を境に各地区ともその姿を消していった（町史）。

○古賀町 共同風呂が多く、人家の配置によって7、8戸、多くは3、40戸で共同浴場を設けた。順番で風呂沸かし、風呂掃除を行っていた。共同風呂の二階には公会場か青年宿があって、当時の社会教育の場でもあった。この共同風呂は戦後まで続いた（町誌）。

○新宮町 昭和30（1955）年に立花村と新宮村が合併して新宮町になった。旧立花村の的野・立花口・原上・三代の4地区は共同風呂が広く利用され長く続いていた。旧新宮村では湊を除けばほんの一部だけで、それも早い時期に閉鎖している。的野では共同風呂は一つで「公楽湯」と名付けられ、現在もその建物は残っている。当番制で沸かし、一番に庄屋の奥さんに入ってもらっていた。立花口では上・中・下の各組合に1ヵ所ずつあった。梅岳寺の横の中組では一番に和尚さんを案内した。原上では上・中・下・平山と各組ごと

にあり、昭和30年代後半か同40年ごろまで存続した。三代では終戦後まで東と西の両組合にそれぞれ1ヵ所あった。湊では明治の頃は針方と鍛冶屋方の2ヵ所に、大正になると向方と屋敷方の2ヵ所にあり、昭和40年代（1965～1974）の後半まで残っていた。どの地区も当番制で、バンコ（加入者の名前を書いた札）を渡して当番を確認した。正月や盆、日籠りやお祭りなどには昼風呂を沸かした。また嫁入りの時も昼風呂に入って結婚式に臨んだ。共同風呂は、ただ入るだけでなく、田舎の数少ない社交場であり、情報交換の場であった（町誌）。

○久山町 かつて共同施設として共同風呂が34ヵ所もあったが現在では町内から完全に姿を消してしまった。敗戦前までは殆どのムラにあった共同風呂は“もやい風呂”と呼ばれて親しまれ、近隣の人びとの社交場であり、翌日は汚れ物を持ち寄って残り湯で洗濯をする洗濯場でもあった。戸数はおよそ10～14、5軒で“もやい風呂仲間”を作り、風呂の建物から設備、罐焚き、給排水に至るまですべて組合で行なった。風呂沸かし（罐焚き）は輪番制で、約12センチに30センチ程の横長板に下げ緒がついた「名札板」が回された。前日沸かした家は罐場の掃除までして当番を終える。次の当番は洗濯が終わった後、浴場の掃除をして沸かす。水汲みが大変で、当番が回ってくると、子どもは学校が終わると早く帰って水汲みをしなければならなかった。子ども同士で手間換えをして助け合った。その代わり冬は風呂が湧き上がるまで洗い場の方の暖かい床でパッチなどをして遊んでいた。風呂は男の人が田畑から帰ってくる「日の落ちる前」に沸かさねばならない。沸いたら風呂場の軒下にかけてある板木を打って知らせた。風呂につかって一日の疲れをいやすことは楽しいことで、夕暮れのひとときはごったがえしの賑わいであった。着物は壁の横木に並べて打ち込んだ丸棒に掛けるので間違うことがよくあった。“もやい風呂”は、近隣社会の和やかな裸の付き合いの場所でもあった。浴槽は一つで男女混浴であったが、赤ん坊のときから混浴で育っているから何の抵抗もなかった。保健所が仕切りをするよう指導したので仕方なく上げ下げのできる仕切りをつけ、保健所が来ると「掃除をするといに（のに）上げとります」などと言い逃れをしていた。生活共同体の一つであった“もやい風呂”も昭和30年代（1955～1964）から同40年代になると消滅した（町誌）。

○粕屋町 “モヤイ風呂”とも言っていた。明治15（1882）年以降、昭和20（1945）年頃までがモヤイ風呂の時代で、どの区にも組合ごとに一つの風呂があつて男女混浴であったが、その後、浴槽の中央を板かべで仕切り男女別にした。焚き口は一つで、湯は続いていた。浴槽の前が洗い場で、その両側に男女の脱衣場があり、分厚い板の簀の子があり、着物を掛ける仕組みになっていた。風呂は交代で沸かしていた。燃料は薪や石炭で、手押しポンプで水を汲んでいた。農繁期には小学生高学年に汲ませた所もあった。夕方風呂が沸くと、先ず子どもと老人が入った。手拭は浴槽に浸けてもよく、大人は湯の中でごしごしと垢を落とした。子どもたちは温もれば上がっていた。男は石鹸を使わず、女は糠袋でたまには石鹸を使っていた。昭和初期、米1升が約17銭で、石鹸1個が10銭、高級は17銭

だった。しまい風呂近くになると、湯は白く濁ったが皆あまり気にしなかった。濁りがひどくなり、湯が少なくなると、どんどん沸かして湯を汲み込んでいた。かかり水もあったが、冬は冷たいのであまりかからなかった。残り湯は冬の洗濯や、麦の芽出しをよくするために麦畑に撒いた。風呂のおかげで清潔になり、世間話に花を咲かせた。昭和30年ごろ、電動ポンプが用いられ水汲み労働がなくなって、次第に内風呂に変わっていった（町誌）。

○志免町 このムラでは明治・大正期に入っても家庭風呂は一般に普及せず、行水か風呂のある家へもらい風呂をするか、組合の共同風呂を利用するかであった。共同風呂は最盛期には殆どの組合に設けられ、人々の唯一の社交場であった。入浴には石鹸などは使わず、糠袋か軽石などで一日の労働の汗と垢を落とした。だから白い手拭も三年醤油で煮しめたような色になった。炭坑のプールのような共同風呂へもらい湯に行く人も多かった（町誌）。

○篠栗町 町内で風呂を持っていたのは病院と宿屋ぐらいのもので、殆どの組合が共同風呂を持っていた。若杉では共同風呂が5ヵ所あった。風呂沸かしは当番札を廻して、当番は風呂掃除・水汲みをし、薪炭を持参して夕方には沸かし、夜の9時頃まで管理をした。盆・正月・祭りなどの時には昼風呂を沸かした。風呂の大きさはその組合員の多少で決まり、浴槽もまちまちで、老人・子どもは早く入浴した。風呂場はニュース交換の場となり、お互いの社交場として賑わっていた（町誌・県史）。

○宇美町 上河原ほか、ところどころに共同風呂があった（県史）。

○春日市 各区にだいたい10世帯を単位としてモヤイ風呂があった。須玖2ヵ所（10世帯と8世帯）、小倉4ヵ所、春日4ヵ所（大正14〈1925〉年には上と下と2ヵ所）、下白水・上白水（不明）。単位グループの家々が順番を定めて掃除や釜焚きをした。燃料は杉・松の雑木、カラシ殻、石炭粉を固めたタドン（糟屋郡の炭坑から微粉炭を馬車で運んで作った）。モヤイ風呂は小判型の木製で、大きさは長経1間半（春日）、4～5人が一度に入られる（須玖・小倉）、約一坪（下白水）などさまざまであった。浴槽の水面上だけを無双窓風の板で仕切って目隠しをし、かろうじて男湯・女湯を区別していた。湯の中までは仕切ってなく、脱衣所も仕切っていないところがあった。隣近所は同一家族的感覚だった（市史）。

○大野城市 上大利には各小組に共同風呂があった（県史）。

○筑紫野市 殆どのムラに共同風呂（もやい風呂）が設けられていた。単なる入浴だけでなく、クミ内の人々の交流・交換の場になっていた。隣近所の大人も子どもも親しみを持って入浴し、大家族的な雰囲気だった。掃除や湯沸かしは当番制で、燃料のナマ石（石炭）は当番が負担し、湯が沸いたら入浴の家順を決めて知らせた。規模はムラによって違っていた。長岡では一坪ぐらいの広さで男風呂と女風呂に別れていた。香蘭では男女混浴で、駐在所の巡査が回ってきた時は、間仕切り板をはめて、男女別々にして見せ、巡査

が帰ると取り払っていた。共同風呂は共同体によって欠かすことのできない重要な役割を果たしていた。昭和の初期頃から各家に内風呂ができて次第にその姿を消していった（市史）。大字原にも各組にもやい風呂があった（県史）。

○太宰府市 マチ方でも内風呂を持っている家は少なく、銭湯を利用する家が多かった。ムラ方では古くからクミ単位で、モヤイ風呂が設けられていた。早く消滅したところで吉松や松川などが大正末期から昭和初期、なかには水城・片野などが終戦後まで、北谷のように昭和40（1965）年ごろまで続いていたところもあった。モヤイ風呂は10軒単位ぐらいで、水汲みの便利がよい土地を借り、皆が資金や資材・労力を出し合って風呂小屋を建てた。水は山や川の水を樋で引いたり、はね釣瓶で井戸から汲んだりした。浴槽は大きな五右衛門風呂や酒樽のような桶風呂、四角な木製の浴槽などさまざまで、中には仕切りを設けて男風呂・女風呂に分けていたところもあるが、たいていは男女混浴か、せいぜい男女の入浴時間を分ける程度であった。掃除・水汲み・湯沸かしは当番制を取っていたが、坂本のように家族の人数によって当番の日数を決めているところもあった。五条では当番が午後3時から4時ごろにかけて釜に火を焚きつけ、湯の沸いたところを見計らって風呂の前で拍子木を叩いて知らせた。燃料は初めは薪や藁が用いられたが、後には石炭や粉炭を丸めて固めたドバタンが用いられるようになり、いずれも当番の負担であった。入浴順については特別の決まりはなく、早い者順であったが、男女混浴になると自然と女が後になり、石鹸が使われる前は糠袋を用いていたので、終わりごろには湯もニゴシ（米の磨ぎ汁）のように白くドロドロになっていた。正月元日に朝風呂をたてるところが多く、お籠もりの日には昼風呂をわかしていたともいう（市史）。

○志摩町 昔は地区ごとに共同風呂があった。モヤイ風呂とも言った。輪番制の風呂当番が水・薪の準備や、一晩中お湯の温度の管理をした。以前は桶風呂で混浴だったが、その後五右衛門風呂で男女別々の例が多くなったが、小金丸西は混浴が続いていた。芥屋の風呂釜は二つだが焚き口は一つで一緒に沸かした。岐志岡は男女別々の風呂釜だが間仕切りはなかった。東貝塚では一つの浴槽に男が先に入り、夕食後女が入った。薪は共有の山から伐り出したが、これは子どもの仕事でもあった。ほかの使用分と一緒に一年分をまとめて採り、タキモン小屋に保管していた（町史）。

○二丈町 昭和35（1960）年まで地域内に2ヵ所の共同風呂があり、利用されていた。浴槽は木の桶風呂で、20軒が毎日1軒ずつ交代で沸かしていた。風呂は共同風呂→個人宅の桶風呂→個人宅の五右衛門風呂へと移って行ったようである（町誌）。

○夜須町 『朝倉郡誌稿』によると、「昔大抵の家は風呂を持たず、明治14、5（1881、1882）年ごろ持合い風呂というのが各部落に設備された」とある。大正末ごろまで下高場小隈にも「もやい風呂」といって共同風呂があった。7、8軒位の単位で輪番制で風呂の当番を決め、掃除をしたり焚いたりしていた。近所との裸の付き合いの中に情報交換の場があった（町史）。

○三輪町 明治40（1907）年ごろには持合風呂を各部落で設置したが、風紀、衛生上から昭和40（1965）年ごろまでになくなった（町史）。

○朝倉町 風呂の歴史は古いが、大正期になっても一般的でなく、行水・共同風呂・もらい風呂などであった。風呂が普及すると、作業時間の関係から、交換沸かしをするところもあった。共同風呂は昭和の初期まで見られ、部落単位かカドウチ単位で構成され、湯沸かしは当番制であった。明治末期から大正期にかけて鉄砲風呂がはやり、湯舟が箱型や桶型で、大正末期から五右衛門風呂が普及した。終戦後には内風呂が普及した（町史）。

○杷木町 共同風呂は明治17（1884）年頃設立されたものもあるが、明治後期からかなり現れたらしい。温泉に常に行けない集落にでき、経済的、労働時間の関係から、集落単位かカドウチ単位で構成され、湯沸かしは当番制であった。おおかたは桶型で、その大きさも違い、直径約1間近くのものもあった。大正時代後期には次第に減少していった（町史）。

筑後地方（26ヵ市町村）

○小郡市 三沢区には昭和30年代（1955～1964）の前半まで、集落の中で上組と下組の2ヵ所に共同風呂があり、集落の約半数が利用していた。掃除・水汲み・湯沸かしは当番制で、木の札に当番順が書かれていたのを廻していたが、木札の裏には次のような利用の申し合わせ事項が書かれていた。「①順番は1回目が一通り回ったら、次には2人家族、次は3人家族となり、家族の人数が多いほど風呂当番が多くなる。また赤ちゃんが風呂の中で粗相したら、次の日に当番をしなくてはならない。②入浴時間は夕方五時頃から夜九時ぐらいまで、その後は湯を落として掃除する。③正月は、元日が昼から入れるように早目に当番は準備しなくてはいけない。二日は朝から入れるよう当番は朝早くから準備すること。三日は昼風呂となる。元日と二日に当番の人は1回抜けることが出来る。④田植えが終わり「サナボリ」の時は昼から入浴出来るように当番は朝から準備する」。当番になった家は朝から風呂の掃除をし、燃料をリヤカーで運んで焚き口に持って行く。燃料は各家庭によって違っていた。家によっては山の根ざらいをした木を、日頃から準備保管し風呂当番の時に使っていた。また石炭も燃やされるような釜だったので、山の無い家では主に石炭を使用していた。風呂の水は風呂場の傍に井戸が掘ってあって、井戸水をポンプで汲み、竹の樋を通して入れた。しかし井戸水だけでは水量が足りないので、道路側の川水をバケツで汲み取り補充していた。午後から水を入れ釜焚きを始める。夕方の4時過ぎから風呂場の焚き口につききりで、薪を燃やし続けなくてはならなかった。湯が熱すぎると井戸の掛け樋で水を入れるが足りないときは川水で補充した。その頃は川水が今のよう汚れていなかったのを助かった（藤木 2003）。

○大刀洗町 風呂は各戸には殆どなかった。近所で共同風呂を設け、輪番でその世話をする「もやい風呂」は、永い間続いたが風紀上、衛生上からほめたものではないから、大正

の終わり頃から無くなっていった（町史）。

○北野町 近所で共同風呂を設け、輪番でその世話をするところもあったが、各家庭への風呂の普及もあって、次第に無くなっていった（町史誌）。

○久留米市 共同風呂は燃料が薪から石炭に移行するに及んで普及した。小森野町では明治30年代（1897～1906）にでき80年ほどの歴史をもっていたという。しかし、各家庭に内風呂が設けられるようになってから共同風呂は急速に廃絶していった。浴場や釜の掃除、釜焚きなどの当番の労、利用時間の制限などが現代の生活に適合し難くなり、燃料費・修理費などの経費が増大し、浴場での交流・交歓の必要性が薄れたことに原因があらう。往時の実態を記してみると、高良内町では数ヵ所に共同風呂が営まれていた。すなわち、岩竹では株主14戸、当番は株主の家族数により割り出し、1日交代で、燃料費は当番が持った。井掘では13戸が1日交代で当番に当る。株主家族は1人月に100～500円、一般家族は1人1回利用ごとに使用料を徴収する。無休で毎日17時30分から20時30分までの3時間開く。立馬場では株主は3戸で利用戸数20戸、会員は月1,700円を支払う。地区共有財産であったが売却分配した。大谷でも会員は23戸ほどもいたが廃絶して売却分配。前川原第五区では株主は27戸で、当番には謝礼を出して特定者に委託した。株主家族は1人当たり月額400円（小2以下と70歳以上は無料）、一般は1人当たり月700円、小人600円で、使用時間は18時から20時30分まで。1月11日の総会で会計報告を行い、その後「帳祝い」をした。杉谷では住人が5戸に減ったので廃止した。小森野町では現在2地区が運営されている。二丁地では19戸が1日交代で当番に当たる。世話人は3人で2年期間順回しで勤める。組員1人月700円、非当番者は1人月1,400円、組員外は入浴1回につき1人100円、会費での運営費が不足した分は、組の貯金で補充する。一方下地区では19戸が1日交代で当番に当たる。月1人800円、非当番（老人家庭・勤め人家庭等の組合員）は月1,500円、月々の集金は婦人会で徴収する。両地区とも月によって差異があるが、おおむね16時から19時まで沸かしていた。御井町宗崎では30戸ほどが参加し、「まわりぶろ」と称したが、昭和13年ごろ廃絶。津福本町八幡神社前や上津町の共同風呂も廃絶した。共同風呂はもやい風呂とも言われ、昭和10（1935）年ごろまでは各所に見られた。加入戸数も多く、本各的な建物もあったが、2～3戸、多くて5～6戸で営むもやい風呂が多かった（市史）。善導寺町では小組に共同風呂・共同井戸があった。共同風呂の当番は順回しで、家族が多ければそれに応じて役も多くなっていた。荒木町にも小組に共同風呂があった（県史）。

○田主丸町 野田地区をはじめ、各地区の小组にもやい風呂があり、燃料は当番が持ち寄っていた（県史）。

○吉井町 新治地区にはカドカドに共同井戸・共同風呂があった（県史）。

○浮羽町 個人の家で風呂を持たない家は多かった。したがって薪を抱えて「もらい風呂」に行く家があった。数軒が資金を出し合って運営する「共同風呂」などもあった。西高見には現在も残っている（町史）。

○黒木町 町内には明治以前から共同風呂があった。平成2（1990）年3月に行なわれた「過去の共同風呂調査」では、大字で、黒木6ヵ所、豊岡7ヵ所、串毛1ヵ所、木屋2ヵ所、笠原1ヵ所、大淵1ヵ所で、50戸以上の大世帯というのが豊岡に3ヵ所あった。あとは30戸代2戸を除くと平均して10戸から20戸内外である。6坪ぐらい（約20平方メートル）の風呂小屋の中の浴槽は、湯面から上は男女に区切られているが、下は区切りがなく、男女混浴であった。風呂当番は全戸を廻すので、加入世帯数によって当番回数は異なった。午前中に掃除、タゴ（木桶）で小川から担いだり、「ギッチャン・ギッチャン」ポンプをついたりして浴槽に水をため、夕方5時ごろまでには湯を沸かし、入浴中の湯加減調整など、午後11時まで万般の世話をした。夕方、禪一つで、手拭と洗面器を持った老人の姿が見え始めると、風呂場も一日の仕事を終えた老若男女が入れ替わりにぎやかになる。農作業のことから「〇〇さんは嫁らすげな」「〇〇さんはふあんべ（不按配）げな、医者どんが来よらしたもん」「〇〇さんはラジオを買わしたげなばい」など、身近な情報交換の場でもあった。また、背中を流し合うふれあいの場としても地域づくりの潤滑油的役割も果たして来た。しかし、共同風呂に慣れない新嫁さんにとっては、抵抗があり、内風呂を作る家もあった。昭和30年代（1955～1964）になると住宅の新改築が多くなるとともに、プロパンガス・ボイラーなどの普及によって、内風呂を設けるようになり、長年続いた共同風呂は次々に姿を消した。現在では上本分20戸ほどの共同風呂が1ヵ所だけ残っている（町史）。

○八女市 かつての農村ではモエブロ（共同風呂）が多く、夕食前後思い思い肩に手拭をかけて出かけた。内湯の行き渡った今日、共同風呂は次々に姿を消し、昔日の面影は残っていない。コミュニケーションの場として共同浴場の果たした役割はきわめて大きかった。中吉田の共同浴場は、今日なお運営されている貴重な一例である（昭和62〈1987〉年現在）（市史）。

○広川町 以前は大抵の家には風呂の設備がなく、村落にはいくつかの共同風呂（もえぶろ）があった。あらかた入浴時間が決められていて、夕方5時頃から10時過ぎまでぐらいだった。初めに入りに来るのは老人や子どもたちで、働き盛りの人がやってくるのはかなり遅くなってからだった。しまい風呂になると湯の量も少なくなり、かなり濁っていた。さなほりや盆など特別の日には、昼風呂や薬風呂も沸かした。ここは村落内の情報交換の場で、実にさまざまな話が飛び交った。まさに肌と肌とのふれあいの場でもあった（町史）。

○立花町 数軒による「もやい風呂」と、地区全体の「共同風呂」の2方式があった。旧久留米藩領には最近まで各所に共同風呂があったが、旧柳川藩に属していた立花町内にはあまり見かけず、光友の久保、北山地区に昭和の中期まで存在していた程度である。立花町周辺で、共同風呂が旧久留米藩領に多く、旧柳川藩領に少ないというのには、燃料に関係があらう。久留米藩と柳川藩の藩境を決める時、当初の三潞地区を柳川藩、大善寺川以

北を久留米藩との案を柳川藩が拒否して、矢部川を藩境としたが、柳川藩は燃料用の薪木を重視しての選択だったという。以来、久留米藩は燃料用材を確保するのに大変な苦勞を強いられたが、共同風呂の多いのもそれとの関わりが大きかったようである（町史）。

○三潯町 一般の農家では行水や風呂のある家にもらい風呂をするか、ムラ内に共同風呂のあるところではそれを利用していたようである。共同風呂は最盛期には殆どの村内に設けられ、村内唯一の社交場であった（町史）。

○城島町 昭和初期まで内風呂のある家はまれで、どこの集落でも共同浴場があり、輪番で風呂をたてた。「もえぶろ」といい、唯一の社交場的役割を果たしていた。共同浴場は石風呂・コンクリート風呂が多く、家庭では桶風呂・五右衛門風呂が多く、燃料はガラ・コークス・石炭・薪などで沸かした（町誌）。

○大川市 昔はごく限られた家にだけ風呂があつて、一般の家では盥の行水で身体を清めるとか、もらい風呂や共同風呂に行っていた（市誌）。モエブロ（共同風呂）は在方にはムラごとにどこにでもあつたが、ほとんど廃れてしまった。鬼古賀には最近までそれが残っていて近くの人々が利用していた。湯沸かしも掃除も輪番制で、燃料には藁や竹、枯れ草などを持ち寄った。ムラ人の情報交換の場であり、ざっくばらんな交際の場として長い間親しまれてきた（県史）。

○大木町 昔はごく限られた家だけに風呂があつて、一般の家では盥で行水をするとか、もらい風呂や共同風呂に行っていた（町誌）。

○瀬高町 文広や太神には各小組に共同風呂・もやい風呂があつた（県史）。

○大和町 一般の家では盥で行水をしたり、もらい風呂をしていた。村内に共同風呂ができると、人々で賑わい、村の情報交換の場、社交場となった（町史）。

○高田町 田浦に共同風呂があつた（県史）。

○大牟田市 岩本に共同風呂が4カ所あつた（県史）。

む す び

平成の市町村合併以前に編纂された福岡県の市町村史（誌）、県史、民俗調査報告等から共同風呂の記述のあるものを拾い上げた結果が、豊前地方で22カ市町村中4カ町村、筑前地方で49カ市町村中25カ市町、筑後地方で26カ市町村中19カ市町となっており、県全体からすれば、97カ市町村中48カ市町村で、ほぼ50パーセントを占めている。しかしこの数値は、市町村史（誌）等に記載されているものに限られており、実際には共同風呂がありながら、地域誌の中で取り上げられていないもののあることが十分に考えられる。共同風呂を対象として各自治体の実態を精査すれば、おそらく全県的にその分布が見られるとさえ思われる。たとえば筆者にはかつて昭和18（1943）年に三潞郡昭代村で混浴の共同風呂に誘われた経験があるが、同村は同30（1955）年に柳川市に編入されているにも関わらず、『柳川市史』には共同風呂の記載が見られない。

一般の農家で、屋敷内に風呂場を設けて日常的に入浴しようとするとき、障害となるのが水と燃料だった。水と燃料は、クド（かまど）や囲炉裏での煮炊きや湯沸かしに欠かされず、暖房や照明用の燃料もよほど条件のよいところでない限り、それを入浴にまでまわす余裕はなかった。したがって、田畑の労働で汚れた身体を夏は池や川の水で洗い、冬は日なた水で行水をしたり温めた手拭で拭いたり、ムラで風呂を沸かしている富裕な家に“もらい風呂”をしていたことは前述の通りである。そうした人々が仲間を募って用地を確保し、施設を設けて用水と燃料を調達して交代で湯沸かしをするようになったのが共同風呂であった。平素から密接な繋がりを持っていた近隣、行政的にはムラの単位となるクミあたりが“風呂仲間”となりやすかった。クミ（小組・組合）は日本の農村社会における村落共同体の最小単位でもある。

県内の農村における共同風呂は、ここに記録されているものを見ただけでも村落共同体に密着したものとして機能していた。10軒内外から5～60軒にも及ぶ場合もあった。本報告書で取り上げた犬子淵の共同風呂は70数戸ほどの会員を持つ字単位ともいえる規模で、しかもそれが株組織をとって運営され、確固たる基盤の上に100年もの寿命を保ってきた。市町村史（誌）に記載されている各地の共同風呂にしばしば見られるのが、家回しの当番制で掃除・湯沸かしをすることによって近隣の連帯感が生じ、風呂仲間の結束が強くなる、風呂場という開放された空間での身も心も許しあった裸の付き合いが、身近な情報交換の場となり、お互いの交流・交歓が地縁的な近隣社会に大家族的な雰囲気を生じさせ、男女混浴にもなんらの抵抗もなかったなどなど、まさしく近代村落共同体を内部から支えていたのが共同風呂であったと言っても過言ではない。

昭和30年代（1955～1964）後半からの高度経済成長によって住宅の改築が進むにつれ、内風呂が設けられ、ムラの共同風呂は急速に姿を消していった。そうした中で平成22（2010）年まで命脈を保ってきた犬子淵共同風呂は稀有の存在であった。稀有であったればこそ、それを記録として残しておこうとした八女市教育委員会のこのたびの企画が、犬子淵のみならず福岡県内の村落共同体における共同風呂の存在意義を認識させるきっかけとなったことは、極めて大きな収穫であったといえよう。

〔参考文献〕

- 白石太良 2008『共同風呂－近代村落社会の入浴事情－』岩田書院
- 椎田町史編纂委員会編 2005『椎田町史 民俗編』椎田町
- 新吉富村誌編集室編 1990『新吉富村誌』新吉富村
- 川崎町史編纂委員会編 2001『川崎町史 下巻』川崎町
- 香春町史編纂委員会編 2001『香春町史 下巻』香春町
- 水巻町郷土誌編集委員会編 1962『水巻町誌』福岡県遠賀郡水巻
- 鞍手町誌編集委員会編 1995『鞍手町誌 民俗・宗教編』鞍手町
- 若宮町誌編さん委員会編 2003『若宮町誌 下巻』若宮町
- 稲築町 2004『稲築町史』稲築町
- 筑穂町誌編集委員会編 2003『筑穂町誌 下巻』筑穂町
- 宗像市史編纂委員会編 1996『宗像市史 通史編 第四巻 美術と建築 民俗』宗像市
- 津屋崎町史編さん委員会編 1996『津屋崎町史 資料編 下巻』津屋崎町
- 古賀町誌編さん委員会編 1985『古賀町誌』古賀町
- 新宮町誌編集委員会編 1997『新宮町誌』新宮町
- 久山町誌編纂委員会編 1996『久山町誌 下巻』久山町
- 粕屋町誌編纂委員会編 1992『粕屋町誌』粕屋町
- 篠栗町文化財専門委員会編 1990『篠栗町誌 民俗編』篠栗町
- 志免町誌編纂委員会編 1989『志免町誌』志免町
- 春日市史編さん委員会編 1994『春日市史 下巻』春日市
- 筑紫野市史編さん委員会編 1999『筑紫野市史 民俗編』筑紫野市
- 太宰府市史編さん委員会編 1993『太宰府市史 民俗資料編』太宰府市
- 『新修志摩町史』編集委員会 2009『新修志摩町史』志摩町
- 二丈町誌編纂委員会編 2005『二丈町誌（平成版）』二丈町誌
- 夜須町史編さん委員会編 1991『夜須町史』夜須町
- 三輪町教育委員会編 1970『三輪町史』三輪町役場
- 朝倉町史刊行委員会 1986『朝倉町史』朝倉町教育委員会
- 杷木町史編さん委員会編 1981『杷木町史』杷木町史刊行委員会
- 大刀洗町郷土誌編纂委員会編 1981『大刀洗町史』大刀洗町
- 北野町史誌編纂委員会編 1991『北野町史誌』北野町
- 久留米市史編さん委員会編 1986『久留米市史 第五巻』久留米市
- 浮羽町史編集委員会 1988『浮羽町史 下巻』浮羽町
- 黒木町史編さん実務委員会編 1993『黒木町史』黒木町
- 八女市史編さん専門委員会編 1992『八女市史 下巻』八女市
- 広川町史編さん委員会編 2005『広川町史 資料編』広川町史編さん委員会
- 立花町史編さん委員会編 1996『立花町史』立花町史編さん委員会
- 三潞町史編さん委員会編 1985『三潞町史』三潞町史刊行委員会
- 城島町誌編纂委員会編 1998『城島町誌』城島町
- 大川市誌編集委員会編 1977『大川市誌』福岡県大川市役所
- 大木町誌編さん委員会編 1993『大木町誌』福岡県三潞郡大木町
- 大和町史編纂実務委員会編 2001『大和町史 通史編 下巻』大和町
- 西日本文化協会 1984『福岡県史 民俗資料編 ムラの生活（上）』福岡県
- 西日本文化協会 1988『福岡県史 民俗資料編 ムラの生活（下）』福岡県
- 藤木美喜子 2003「三沢の共同風呂について」『故郷の花 第28号』小郡市郷土史研究会
- 「角川日本地名大辞典」編纂委員会編 1988『角川日本地名大辞典 40』角川書店

八女市文化財調査報告書 第100集

黒木の共同風呂の習俗

—犬子淵共同風呂—

平成25年 3 月31日

発行 八女市教育委員会

印刷 橋 爪 印 刷